

■令和5年度

問1 安全管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 事業者は、常時10人以上50人未満の労働者を使用する老人福祉・介護事業の事業場においては、安全衛生推進者を選任しなければならない。
- (2) 事業者は、総括安全衛生管理者が職務を行うことができないときに、その代理者を選任したときは、遅滞なく、所定の様式による報告書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- (3) 安全管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- (4) 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、安全委員会を設置することを要しない事業場について、事業者に対し、安全委員会又は安全衛生委員会の設置を命ずることができる。
- (5) 事業者は、安全委員会又は安全衛生委員会の開催の都度、委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容並びに委員会における議事で重要なものを記録し、これを3年間保存しなければならない。

問2 安全管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 圧気工法による作業を行う仕事に係る特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が当該場所において作業を行う場合であって、これらの労働者の数が常時40人であるときは、統括安全衛生責任者を選任しなければならない。
- (2) 事業者は、元方安全衛生管理者に対し、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため必要な措置をなし得る権限を与えなければならない。
- (3) 元方事業者は、一の場所において、元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の数が常時30人である道路の建設の仕事の作業を行うときは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、店社安全衛生管理者を選任しなければならない。
- (4) 店社安全衛生管理者を選任すべき事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するために設置される協議組織の会議に、店社安全衛生管理者を随時参加させなければならない。
- (5) 安全衛生責任者を選任すべき請負人は、安全衛生責任者が疾病によって職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。

問3 機械による危険を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 紙、布、ワイヤロープ等の巻取りロール、コイル巻等により作業中の労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該労働者に手袋を使用させなければならない。
- (2) 運転中の立旋盤、プレーナー等のテーブルには、労働者を乗せてはならない。ただし、専用の搭乗設備を設けて当該搭乗設備に労働者を乗せるときは、この限りでない。
- (3) 回転中の研削といしが労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆いを設けなければならない。ただし、標準使用速度で使用する研削といしについては、この限りでない。
- (4) 手押しかな盤には、刃の接触予防装置を設けなければならない。ただし、労働者に治具又は工具を使用させたときは、この限りでない。
- (5) プレス機械の金型の調整のためスライドを作動させるときは、寸動機構を有するものにあつては寸動により、寸動機構を有するもの以外のものにあつては手回しにより行わなければならない。

問4 車両系木材伐出機械による労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 車両系木材伐出機械について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行わせなければならない。
- (2) 車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系木材伐出機械又は取り扱う原木等に接触する

ことにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。

(3) 車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、原動機の異常の有無並びにヘッドガード及び飛来物防護設備の異常の有無について点検を行わなければならない。

(4) 車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、当該車両系木材伐出機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地盤の状態等並びに伐倒する立木及び取り扱う原木等の形状等を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

(5) 車両系木材伐出機械については、堅固なヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

問5 掘削作業等における労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、定められていないものはどれか。

(1) ずい道等の掘削の作業を行うときは、落盤、出水、ガス爆発等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該掘削に係る地山の形状、地質及び地層の状態をボーリングその他適当な方法により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

(2) 明り掘削を行う場合において、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、土止め支保工を設け、又は防護網を張るとともに、監視人を置き、当該掘削場所及びその周囲の状況を監視させなければならない。

(3) 明り掘削を行う場合において、掘削機械、積込機械及び運搬機械の使用によるガス導管、地中電線路その他地下に存する工作物の損壊により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、これらの機械を使用してはならない。

(4) 土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、土石流が発生したときに備えるため、関係労働者に対し、工事開始後遅滞なく1回、及びその後6か月以内ごとに1回、避難の訓練を行わなければならない。

(5) 土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、作業開始時にあつては当該作業開始前24時間における降雨量を、作業開始後にあつては1時間ごとの降雨量を、それぞれ雨量計による測定その他の方法により把握し、かつ、記録しておかなければならない。

問6 墜落、飛来落下による危険の防止に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

(1) 高さが3メートルの箇所で作業を行う場合において、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させるとき、要求性能墜落制止用器具の異常の有無について、随時点検したが1か月以内ごとの定期自主検査は行わなかった。

(2) 幅が30センチメートルの移動はしごを使用した。

(3) 高さが3メートルの構造の足場の組立ての作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき、作業主任者の選任も、作業を指揮する者の指名も行わなかった。

(4) 踏み抜くおそれのあるスレートでふかれた屋根の上で作業を行うとき、幅が30センチメートルの歩み板を設けて作業を行った。

(5) 折りたたみ式の脚立を、金具により脚と水平面との角度を75度にして使用した。

問7 乾燥設備による爆発、火災等を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

(1) 乾燥設備及びその附属設備については、2年以内ごとに1回、定期的に、自主検査を実施しなければならない。ただし、2年を超える期間使用しない乾燥設備及びその附属設備の当該使用しない期間においては、この限りでない。

(2) 乾燥設備作業主任者の職務には、乾燥設備がある場所を常に整理整頓し、及びその場所にみだりに可燃性の物を置かないことが含まれる。

(3) 乾燥物の種類等により爆発又は火災が生じるおそれがある危険物乾燥設備について、炎又ははね火により乾燥物が燃焼することを防止するための有効な覆い又は隔壁を設けたときは、熱源として直火を使用することができる。

(4) 電力を熱源として使用する乾燥設備による物の加熱乾燥の作業は、当該設備の定格消費電力の大きさにかかわらず、乾燥設備作業主任者の選任を要しない。

(5) 危険物乾燥設備に防火のための有効な覆いを設けたときは、当該乾燥設備がある場所に消火設備を設けないことができる。

問8 電気による労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤つ

ているものはどれか。ただし、記述中にある電気機械器具、配線等は、いずれも、対地電圧が 50 ボルトを超えるものであるものとする。

(1) 電気機械器具の充電部分に設けた感電を防止するための囲い又は絶縁覆いについては、毎月 1 回以上、その損傷の有無を点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

(2) 高圧の電路の開閉器で、負荷電流を遮断するためのものでないものを開路するときは、当該開閉器の誤操作を防止するため、当該電路が無負荷であることを示すためのパイロットランプ等により、当該操作を行う労働者に当該電路が無負荷であることを確認させなければならない。ただし、当該開閉器に、当該電路が無負荷でなければ開路することができない緊錠装置を設けるときは、この限りでない。

(3) ボイラーの胴の内部等導電体に囲まれた場所で著しく狭いなどところにおいて交流アーク溶接等（自動溶接を除く。）の作業を行うときは、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を使用しなければならない。

(4) 高圧の電路又はその支持物の敷設、点検、修理、塗装等の電気工事の作業を行うときは、作業の指揮者を定め、労働者にあらかじめ作業の方法及び順序を周知させ、かつ、作業を直接指揮させなければならない。ただし、当該電路を開路して当該作業を行うときはこの限りでない。

(5) 低圧活線作業において、労働者に着用させる絶縁用保護具、又は使用させる活線作業用器具で、直流で 750 ボルト以下又は交流で 300 ボルト以下の充電電路に対して用いられるものにあつては、当該充電電路の電圧に応じた絶縁効力を有するものを使用させなければならない。

問 9 特定機械等であるボイラーについて、事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

(1) 溶接部の厚さが 40 ミリメートル以下のボイラーの溶接の業務については、普通ボイラー溶接士免許を受けた者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

(2) ボイラー室その他のボイラー設置場所に液体燃料を貯蔵するときは、これをボイラーの外側から 1 メートル以上離しておかなければならない。ただし、ボイラーが、厚さ 100 ミリメートル以上の金属以外の不燃性の材料で被覆されているときは、この限りでない。

(3) 移動式ボイラーを除き、ボイラー明細書をボイラー室その他のボイラー設置場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(4) ボイラー取扱作業主任者に、1 日に 1 回以上水処理装置の機能を点検させなければならない。

(5) 蒸気ボイラーの常用水位は、ガラス水面計又はこれに接近した位置に、現在水位と比較することができるように表示しなければならない。

問 10 クレーン等について事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) エレベーターについては、1 か月以内ごとに 1 回、定期に、ワイヤロープの損傷の有無及びガイドレールの状態について自主検査を行わなければならない。ただし、1 か月を超える期間使用しないエレベーターの当該使用しない期間においては、この限りでない。

(2) つりクランプを用いて玉掛けの作業を行うときは、当該つりクランプの用途に応じて玉掛けの作業を行うとともに、当該つりクランプについて定められた使用荷重等の範囲で使用しなければならない。

(3) クレーンの巻過防止装置については、フック、グラブバケット等のつり具の上面又は当該つり具の巻上げ用シーブの上面とドラム、シーブ、トロリフレームその他当該上面が接触するおそれのある物（傾斜したジブを除く。）の下面との間隔が 0.25 メートル以上（直動式の巻過防止装置にあつては、0.05 メートル以上）となるように調整しておかなければならない。

(4) 移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業を行うときは、作業を行う区域に関係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

(5) 簡易リフトを設置しようとするときは、簡易リフト設置届に簡易リフト明細書、簡易リフトの組立図、強度計算書及び据え付ける箇所の周囲の状況等の事項を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

問 11 元方事業者、注文者等の講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、定められていないものはどれか。

(1) 危険物を取り扱う化学設備の改造、清掃等で当該設備の内部に立ち入る作業に係る仕事の注文者は、当該仕事に係る請負人の労働者の労働災害を防止するため、当該請負人の労働者に対し、当該仕事の作業において注意すべき安全又は衛生に関する事項について教育を行わなければならない。

(2) 熱供給業に属する事業の元方事業者が、当該仕事に関し、労働安全衛生法の規定に違反していると認めて関係請負人に対し是正のための指示を行ったときは、当該指示を受けた関係請負人は、当該指示に従わなければならない。

(3) 食料品製造業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

(4) 建設業に属する事業の元方事業者は、土石流が発生するおそれのある河川内にある場所であって、関係請負人の労働者に危険が及ぶおそれのある場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

(5) 建設業の仕事を行く注文者は、架設通路を、当該仕事を行う場所においてその請負人の労働者に使用させるときは、当該架設通路の勾配が15度を超えるものには、踏棧その他の滑止めを設けなければならない。

問12 機械等の規制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

(1) 製造許可を受けた者は、当該許可に係る第一種圧力容器を製造する場合において、工作者を変更したときは、遅滞なく、その旨を所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

(2) 事業者は、フォークリフトについては、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に、都道府県労働局長の登録を受けた検査業者が行う特定自主検査を受けなければならない。ただし、1年を超える期間使用しないフォークリフトの当該使用しない期間においては、この限りでない。

(3) 建設用リフト検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、登録性能検査機関が行う性能検査を受けなければならない。

(4) 本邦の地域内で使用される小型圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）を製造した者は、登録個別検定機関が行う個別検定を受けなければならない。

(5) 事業者は、墜落制止用器具については、登録型式検定機関が行う型式検定に合格したものでなければ、使用してはならない。

問13 作業主任者に関する次の文中のA～Cに入る語句の組合せとして、労働安全衛生法令上、正しいものは(1)～(5)のうちどれか。

作業主任者制度について、労働安全衛生法第14条では、「事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための【A】を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の【B】その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。」と定めている。作業主任者を選任すべき作業としては、高圧室内作業のほか、ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの作業、型枠支保工の組立て又は解体の作業、【C】等が定められている。

【A】 【B】

【C】

- | | | |
|--------|----|-------------------------------------|
| (1) 監督 | 指揮 | 化学設備の改造、修理、清掃等を行う場合において、当該設備を分解する作業 |
| (2) 監督 | 指導 | 化学設備の改造、修理、清掃等を行う場合において、当該設備を分解する作業 |
| (3) 監督 | 指揮 | ガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業 |
| (4) 管理 | 指導 | 化学設備の改造、修理、清掃等を行う場合において、当該設備を分解する作業 |
| (5) 管理 | 指揮 | ガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業 |

問14 事業者が行うべき計画の届出又は報告に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。ただし、労働基準監督署長による計画の届出の免除に係る認定を受けていないものとする。

(1) 土石採取業に属する事業の仕事であって、掘削の高さ又は深さが15メートルの土石の採取のための掘削の仕事を開始しようとするときは、その計画を所轄労働基準監督署長に届け出る必要はない。

(2) 建設業に属する事業の仕事であって、高さが30メートルの塔の建設の仕事を開始しようとするときは、当該

仕事の開始の日の 30 日前までに、その計画を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

(3) 組立てから解体までの期間が 30 日間である機械集材装置を設置しようとするときは、その計画を所轄労働基準監督署長に届け出る必要はない。

(4) クランク軸等の偏心機構を有する動力プレスを設置しようとする場合、設置しようとする当該動力プレスが 4 台のときは、その計画を所轄労働基準監督署長に届け出る必要はない。

(5) クレーンを用いた作業中につり荷が落下した事故であって、当該事故により死亡又は負傷した者がいなかったものについては、1 月から 3 月まで、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで及び 10 月から 12 月までにおける当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末までに、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

問 1 5 常時 350 人の労働者を使用する石油製品製造業の事業場から、労働安全コンサルタントに安全診断の依頼があり、安全診断を行った結果、当該事業場において次のような状況がみられた。これらの状況のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

(1) 2 人の安全管理者を選任しており、いずれの安全管理者も、当該事業場に専属の者であったが生産関係の業務を兼任していた。

(2) 安全委員会の議長には、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者に準ずるものである生産管理部長がなっていた。

(3) 当該事業場の労働者と関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業場所の巡視は行っていたが、関係請負人との協議組織は設置していなかった。

(4) 化学設備のうち、その内部における異常な事態を早期に把握するために必要な自動警報装置を設けることが困難であるものについて、監視人を置き、当該化学設備の運転中はその者に当該設備を監視させていた。

(5) 化学設備（配管を除く。）及びその附属設備について定期的に自主検査を行っていたが、その頻度は、内面及び外面の著しい損傷、変形及び腐食の有無については 1 年ごとに 1 回、ふた板、フランジ、バルブ、コック等の状態については 2 年ごとに 1 回であった。

■令和 4 年度

問 1 安全管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

(1) 都道府県労働局長は、総括安全衛生管理者の選任を要しない規模の事業場について、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、総括安全衛生管理者を選任し、その者に、総括安全衛生管理者に行わせるべきこととされている職務を行わせるよう命ずることができる。

(2) 事業者は、総括安全衛生管理者を選任したときは、選任の日から 14 日以内に、所定の様式による報告書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(3) 安全衛生推進者は、少なくとも毎週 1 回作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれのあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(4) 常時 500 人の労働者を使用する通信業の事業場においては、その事業場全体について安全に係る技術的事項を管理する安全管理者のうち少なくとも 1 人を専任の安全管理者としなければならない。

(5) 安全委員会の付議事項には、安全に関する規程の作成に関すること及び安全教育の実施計画の作成に関することが含まれる。

問 2 安全管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、統括安全衛生責任者の業務の執行について、当該統括安全衛生責任者を選任した事業者に勧告することができる。

(2) 一の場所において行うずい道の建設の仕事の一部を請負人に請け負わせている元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が当該場所において作業を行う場合であっても、これらの労働者の数が常時 30 人未満であるときは、統括安全衛生責任者を選任する必要はない。

(3) 統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を選任しなければならない事業者は、選任した統括安全衛生責任者に、選任した元方安全衛生管理者の指揮をさせなければならない。

(4) 一の場所において行う造船業の仕事の一部を請負人に請け負わせている元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が当該場所において作業を行う場合であっても、これらの労働者の数が常時 50 人以上であるときは、元方安全衛生管理者を選任しなければならない。

(5) 安全衛生責任者を選任しなければならない請負人は、安全衛生責任者を選任したときは、同一の場所において作業を行う統括安全衛生責任者を選任しなければならない事業者に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

問3 機械による危険を防止するために事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

(1) ボール盤の回転する刃物に作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に手袋を使用させなければならない。

(2) 研削といしについては、その日の作業を開始する前には3分間以上試運転をしなければならない。ただし、研削といしを取り替えたときは、この限りでない。

(3) 食品加工用粉碎機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが75センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、要求性能墜落制止用器具を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(4) 機械の原動機の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い又は囲いを設けなければならない。ただし、覆い又は囲いを設けることが作業の性質上困難な場合において、労働者に保護具を使用させたときは、この限りでない。

(5) 動力により駆動される機械に作業中の労働者の頭髪又は被服が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に適当な作業帽又は作業服を着用させなければならない。

問4 荷役運搬機械等による労働災害を防止するために事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 労働者の身体の一部が巻き込まれる等労働者に危険が生ずるおそれのあるコンベヤーについては、非常停止装置を備えなければならない。

(2) 車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に、フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置に置かせるとともに、原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講じさせなければならない。

(3) 路肩、傾斜地等で車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う場合において、当該車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させなければならない。ただし、当該作業が最高速度が毎時10キロメートル以下の車両系荷役運搬機械等を用いて行われるものであるときは、この限りでない。

(4) 構内運搬車に被けん引車を連結するときは、確実な連結装置を用いなければならない。

(5) 一の荷でその重量が100キログラム以上のものを貨物自動車に積む作業又は貨物自動車から卸す作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に、当該作業を行う箇所に関係労働者以外の労働者を立ち入らせないようにさせなければならない。

問5 足場による危険を防止するために事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

(1) 鋼管足場における高さ5メートルの作業場所の作業床について、床材と建地との隙間を、10センチメートルとしている。

(2) わく組足場の壁つなぎの間隔を、垂直方向、水平方向とも9メートルとし、控えを設けていない。

(3) 鋼管足場用の部材及び附属金具の規格に適合する部材を用いたわく組足場について、最上層及び5層ごとに水平材を設けている。

(4) 外径及び肉厚が近似し、強度が異なる鋼管を同一事業場で足場に使用するとき、鋼管の混用による労働者の危険を防止するため、鋼管に記号を付する方法のみにより、その強度を識別するようにしている。

(5) 足場の組立て、一部解体又は変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、所定の事項について点検し、点検の結果等を記録しており、その保存期間を足場を使用する作業を行う仕事を終了するまでの間としている。

問6 建設機械等による労働災害を防止するために事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、定められていないものはどれか。

(1) 車両系建設機械の運転について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行わせなければならない。

(2) 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、ワイヤロープ、チェーン、操作装置及び作業装置の異常の有無について点検を行わなければならない。

(3) 高所作業車を用いて作業を行うときは、高所作業車の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、アウトリガを張り出すこと、地盤の不同沈下を防止すること、路肩の崩壊を防止すること等必要な措置を講じなければならない。

(4) コンクリートポンプ車を用いて作業を行う場合において、輸送管等の組立て又は解体を行うときは、作業の方法、手順等を定め、これらを労働者に周知させ、かつ、作業を指揮する者を指名して、その直接の指揮の下に作業を行わせなければならない。

(5) くい打機、くい抜機若しくはボーリングマシンのみぞ車若しくは滑車装置又はこれらの取付部の破損によって、ワイヤロープがはね、又はみぞ車、滑車装置等が飛来する危険を防止するため、運転中のくい打機、くい抜機又はボーリングマシンの巻上げ用ワイヤロープの屈曲部の内側に労働者を立ち入らせてはならない。

問7 爆発、火災等の防止のために事業者が講じた措置に関する次のイ～ホの記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものの数は(1)～(5)のうちどれか。

(イ) 換気が不十分な地下室内で溶接作業を行う際、酸素を換気のために使用することとしたが、火災等による危険を防止するため、当該作業の指揮者を選任し、その者の指揮の下に作業を実施させた。

(ロ) 引火性の油類が残存する密閉されたドラム缶を溶断する際、当該油類が危険物ではないことを確認したので、ドラム缶から残存する油類を除去せず、また、爆発又は火災の防止のための措置を講じることなく作業させた。

(ハ) ガス溶接に使用する溶解アセチレン容器は、容器の温度を40度以下に保つとともに、転倒による衝撃や破損事故等を防止するため横置きとし、立てて使用することを禁止した。

(ニ) 危険物を取り扱う作業場に非常の場合に容易に避難することができる2箇所の出入口を設け、当該出入口の戸は内開戸にした。

(ホ) 小麦粉のふるい分けを行う設備の稼働中は静電気による火災等の危険があるので、監視人を配置し、当該設備に近接した場所に必要な数の消火器を設置したが、設備稼働中に発生する静電気を除去するための措置は講じなかった。

- (1) 一つ
- (2) 二つ
- (3) 三つ
- (4) 四つ
- (5) 五つ

問8 電気による労働災害を防止するために事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。ただし、記述中にある電気機械器具、配線等は、いずれも、対地電圧が50ボルトを超えるものであるものとする。

(1) 低圧の仮設の配線又は移動電線については、当該配線又は移動電線の上を車両その他の物が通過すること等による絶縁被覆の損傷のおそれのない状態で使用するときを除き、通路面において使用してはならない。

(2) 移動電線に接続する手持型の電灯、仮設の配線又は移動電線に接続する架空つり下げ電灯等には、口金に接触することによる感電の危険及び電球の破損による危険を防止するため、ガードを取り付けなければならない。

(3) アーク溶接（自動溶接を除く。）の作業に使用する溶接棒等のホルダーについては、感電の危険を防止するため必要な絶縁効力及び耐熱性を有するものでなければ、使用してはならない。

(4) 低圧の充電電路の点検、修理等当該充電電路を取り扱う作業を行う場合において、当該作業に従事する労働者について感電の危険が生ずるおそれのあるときは、当該労働者に絶縁用保護具を着用させ、かつ、活線作業用器具を使用させなければならない。

(5) 船舶の二重底の内部で著しく狭いところにおいて、交流アーク溶接（自動溶接を除く。）の作業を行うときは、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を使用しなければならない。

問9 特定機械等であるボイラーについて、事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) ボイラーの逃がし管については、凍結しないように保温その他の措置を講じなければならない。
- (2) 最高使用圧力が2メガパスカル以上のボイラーの取扱いの業務については、特級ボイラー技士免許又は一級ボイラー技士免許を受けた者でなければ当該業務につかせてはならない。
- (3) ボイラーの吹出しを行うときは、1人で同時に2以上のボイラーの吹出しを行わせてはならない。ただし、所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、この限りでない。
- (4) ボイラー室には、2以上の出入口を設けなければならない。ただし、当該ボイラー室に設置するボイラーの伝熱面積の合計が10平方メートル以下であるときは、この限りでない。
- (5) ボイラーの温度計の目もりには、当該ボイラーの最高使用温度を示す位置に、見やすい表示をしなければならない。

問10 特定機械等であるクレーン等による危険を防止するために事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、定められていないものはどれか。

- (1) クレーンについて1年以内ごとに1回行う定期自主検査における荷重試験は、クレーンに定格荷重に相当する荷重の荷をつつて、つり上げ、走行、旋回等の作動を定格速度により行わなければならない。
- (2) 地盤が軟弱であること、埋設物その他地下に存する工作物が損壊するおそれがあること等により移動式クレーンが転倒するおそれのある場所においては、当該場所において、移動式クレーンの転倒を防止するため必要な広さ及び強度を有する鉄板等が敷設され、その上に移動式クレーンを設置しているときを除き、移動式クレーンを用いて作業を行ってはならない。
- (3) クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具であるフック又はシャックルの安全係数については、5以上でなければ使用してはならない。
- (4) ゴンドラを使用して作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、ワイヤロープ及び緊結金具類の損傷及び腐食の状態並びに突りょう、昇降装置等とワイヤロープとの取付け部の状態及びライフラインの取付け部の状態について点検を行わなければならない。
- (5) 荷をつつた状態で移動式クレーンを走行させる作業を行うときは、あらかじめ当該作業に係る場所の地形、地盤の状態等に応じた移動式クレーンの制限速度を定めるとともに、誘導者を配置し、その者に当該移動式クレーンを誘導させなければならない。

問11 元方事業者、機械等貸与者等の講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、定められていないものはどれか。

- (1) 建築物貸与者は、貸与する建築物において火災の発生、特に有害な化学物質の漏えい等の非常の事態が発生したときに用いる警報を、あらかじめ統一的に定め、これを当該建築物の貸与を受けた事業者に周知させなければならない。
- (2) 機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、機械等を操作する者に対し、作業の内容、指揮の系統及び運行の経路、制限速度その他当該機械等の運行に関する事項について通知しなければならない。
- (3) 造船業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、関係請負人が行う労働者の安全のための教育に対する指導及び援助を行わなければならない。
- (4) 非鉄金属製造業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われるときには、当該場所において火災が発生した場合に行う警報を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。
- (5) 建設業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、関係請負人が持ち込む機械等の異常の有無等について点検を行うとともに、当該機械等を操作する者が、当該機械等の操作について法令に基づき必要とされる資格又は技能を有する者であることを確認しなければならない。

問 1 2 機械等の規制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 研削盤の安全装置を製造した者は、型式検定を受け、型式検定に合格した安全装置について、型式検定に合格したものである旨の表示を付さなければならない。
- (2) 構造規格に適合していないフォークリフトは、使用することはできるが、譲渡し、又は貸与してはならない。
- (3) 内容積が2立方メートルを超える第二種圧力容器を製造しようとする者は、所轄都道府県労働局長の製造許可を受けなければならない。
- (4) クレーンについて1か月以内ごとに1回行う定期自主検査においては、フック、グラブバケット等のつり具の損傷の有無について検査を行わなければならない。
- (5) 使用を休止したゴンドラを再び使用しようとする者は、当該ゴンドラについて、所轄労働基準監督署長の使用検査を受けなければならない。

問 1 3 作業主任者に関する次のイ～ニの記述について、労働安全衛生法令上、正しいものの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

- (イ) 動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業については、プレス機械作業主任者を選任しなければならないが、当該機械の台数には安全プレスの台数を含めなくてよい。
 - (ロ) 事業者は、足場の組立て等作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。
 - (ハ) 事業者は、木材加工用機械作業主任者の選任を要する一の作業を同一の場所で行う場合において、当該作業に係る作業主任者を2人以上選任したときは、それぞれの作業主任者の職務の分担を定めなければならない。
 - (ニ) 事業者は、乾燥設備作業主任者を選任したときは、遅滞なく、所定の様式による選任報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- (1) イロ
 - (2) イハ
 - (3) イニ
 - (4) ロハ
 - (5) ハニ

問 1 4 労働安全衛生法第88条第1項本文(下記)で規定された計画の届出制度に関する(1)～(5)の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

(労働安全衛生法第88条第1項(本文))
事業者は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の30日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

- (1) 常時使用する労働者数が10人未満の非工業的業種の事業者については、この計画の届出の義務が免除されている。
- (2) この計画の届出の対象となる機械等であっても、機械集材装置、運材索道、架設通路又は足場で、組立てから解体までの期間が6か月未満のものは、計画の届出の対象から除かれている。
- (3) この計画の届出の対象となる化学設備又は危険物乾燥設備に係る工事の計画を作成するときは、労働安全コンサルタント試験に合格した者その他一定の資格を有する者を参画させなければならない。
- (4) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等を講じているものとして労働基準監督署長が認定した事業者については、この計画の届出の義務が免除されている。
- (5) 労働基準監督署長は、届け出られた計画による機械等の設置、移転、変更等の内容が労働安全衛生関係法令に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、当該計画を変更すべきことを命ずることができるが、その届出に係る工事の開始を差し止めることはできない。

問 1 5 常時80人の労働者を使用する紙・パルプ製造業の事業場から、労働安全コンサルタントに安全診断の依頼があり、安全診断を行った結果、当該事業場における状況は次のとおりであった。このうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

(1) 総括安全衛生管理者を選任していなかったが、工業高等学校において機械科を修めて卒業し、産業安全の実務経験が5年あり、厚生労働大臣が定める研修を修了した製造課長を安全管理者として選任していた。

(2) 衛生委員会を設置しており、また、安全に関する事項について関係労働者の意見を聴くための機会を設けていたが、安全委員会も安全衛生委員会も設置していなかった。

(3) 工場内では、この事業場の労働者と関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われており、当該作業はつり上げ荷重2.9トンのクレーンを用いて行うものであったが、クレーンの運転についての合図を統一的に定めていなかった。

(4) フォークリフトのマストの後方に荷が落下することにより労働者に危険を及ぼすおそれがないときは、バックレストを備えていないフォークリフトを使用していた。

(5) 所轄都道府県労働局長から安全衛生改善計画作成の指示を受けており、改善計画を作成するに当たり、労働組合の意見を聴いていたが、労働安全コンサルタントの意見を聴いていなかった。

■令和3年度

問1 安全管理体制についての労働安全衛生法令の規定に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

(1) 事業者は、総括安全衛生管理者及び安全管理者を選任したときは所定の様式による報告書を労働基準監督署長に提出しなければならないとされているが、安全衛生推進者を選任したときの報告書の提出についての規定はない。

(2) 事業者は、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場では安全衛生推進者又は衛生推進者を選任しなければならないとされており、安全管理者を選任しなければならない業種の事業場では安全衛生推進者を、それ以外の業種の事業場では衛生推進者を選任することとされている。

(3) 事業者は、一定の業種及び規模の事業場ごとに安全委員会を設けなければならないとされているが、輸送用機械器具製造業と鉄鋼業では安全委員会を設けなければならない事業場の規模は同じとなっている。

(4) 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができるが、都道府県労働局長が総括安全衛生管理者の解任を命ずることについての規定はない。

(5) 事業者は、その事業場に専属の者でない労働安全コンサルタントを安全衛生推進者を選任することはできるが、その事業場に専属の者でない労働衛生コンサルタントを安全衛生推進者を選任することはできないとされている。

問2 安全管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 統括安全衛生責任者を選任すべき事業者は、統括安全衛生責任者の選任の対象となる場所においてその事業の実施を統括管理する者をもって統括安全衛生責任者に充てなければならない。

(2) 一の場所において行う鉄鋼業の仕事の一部を請負人に請け負わせている元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が当該場所において作業を行う場合であって、これらの労働者の数が常時50人以上であるときは、統括安全衛生責任者を選任しなければならない。

(3) 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、元方安全衛生管理者を選任した事業者に対し、元方安全衛生管理者の解任を命ずることができる。

(4) 元方事業者は、一の場所において、圧気工法による作業を行う仕事であって、当該場所における元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の数が常時20人以上30人未満であるものに係る作業を行うときは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、店社安全衛生管理者を選任しなければならない。

(5) 安全衛生責任者の職務には、統括安全衛生責任者からの連絡に係る事項のうち当該安全衛生責任者を選任した請負人に係るものの実施についての管理が含まれる。

問3 機械による作業における事業者の措置に関する次のイ～ニの記述について、労働安全衛生法令上、違反となるものの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

イ 食品加工用粉碎機から内容物を取り出すときに、機械の運転を停止しないで用具を使用して取り出させた。

ロ 面取り盤の回転する刃物に作業中手が巻き込まれるおそれがあったが、切創のおそれもあったので、手袋を使用した。

ハ 金属加工用の丸のこ盤を使用する作業において、治具を使用したため、歯の接触予防装置を設けていない丸のこ盤を使用した。

ニ 機械の構造上労働者に危険を及ぼすおそれがあったので、機械の運転を停止しないで機械の刃部の調整の作業

を行わせた。

- (1) イロ (2) イハ (3) ロハ (4) ロニ (5) ハニ

問4 はい付け、はいくずし等の作業における労働災害を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

(1) 高さが2メートルのはいのはい付け又ははいくずしの作業を行うとき、荷役機械の運転者のみによって行われる作業であったので、はい作業主任者を選任しなかった。

(2) はいの上で作業を行うとき、作業箇所の高さが床面から2メートルであったが、当該はいを構成する荷によって安全に昇降することができたので、床面と当該作業箇所との間を昇降するための設備を設けなかった。

(3) 容器が袋である荷により構成される床面からの高さが6メートルのはいのはいくずしの作業を行うとき、中抜きは行わずにひな段状にくずし、ひな段の各段の高さを2メートルとした。

(4) はい付けの作業が行われている箇所の周囲で、はいの崩壊又は荷の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのないところに、関係労働者以外の労働者を立ち入らせた。

(5) 高さが2メートルのはいのはい付け又ははいくずしの作業を行うとき、はいの上における作業がなく、物体の飛来及び落下のおそれがあったので、当該作業に従事する労働者に保護帽の着用を指示しなかった。

問5 建設機械等による労働災害を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

(1) 車両系建設機械のアタッチメントの装着の作業を複数の労働者で行うとき、当該作業を指揮する者を定めずに作業を行わせた。

(2) 車両系建設機械を用いた作業において、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生じるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせるとき、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させた。

(3) 車両系建設機械を用いて作業を行うとき、車両系建設機械の転倒及び転落のおそれのない場所だったので、シートベルトを備えていない車両系建設機械を使用させた。

(4) 作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し及び下降する構造の高所作業車を用いて作業を行うとき、当該高所作業車の作業床上の労働者に要求性能墜落制止用器具等の使用を指示しなかった。

(5) 作業床の高さ(作業床を最も高く上昇させた場合におけるその床面の高さ)が5メートルの高所作業車の運転の業務について、高所作業車運転技能講習は修了していないが、当該業務に関する安全のための特別の教育を行った者に従事させた。

問6 建設工事の各種作業における労働災害を防止するための措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 事業者は、高さが5メートル以上であるコンクリート造の工作物の解体の作業を行うときにあらかじめ定める作業計画には、控えの設置、立入禁止区域の設定その他の外壁、柱、はり等の倒壊又は落下による労働者の危険を防止するための方法を示さなければならない。

(2) 事業者は、軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立てに伴う外壁下地の取付けの作業において、材料、器具、工具等を上げ、又は下ろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。

(3) 事業者は、橋梁の上部構造であって、コンクリート造で、その高さが5メートル以上であるものの架設の作業において、部材又は架設用設備の落下又は倒壊により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、控えの設置、部材又は架設用設備の座屈又は変形の防止のための補強材の取付け等の措置を講じなければならない。

(4) 事業者は、ロープ高所作業については、ロープ高所作業主任者技能講習を修了した者のうちから、ロープ高所作業主任者を選任し、その者に作業の指揮を行わせなければならない。

(5) 鋼橋架設等作業主任者の職務には、器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くことが含まれる。

問7 労働安全衛生法施行令で定められている危険物に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 事業者は、爆発性の物に区分される危険物を製造し、又は取り扱うときは、みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、加熱し、摩擦し、又は衝撃を与えないようにしなければならない。

(2) 事業者は、酸化性の物に区分される危険物を製造し、又は取り扱うときは、みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、又は酸化をうながす物若しくは水に接触させないようにしなければならない。

(3) 事業者は、引火性の物に区分される危険物を製造し、又は取り扱うときは、みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、若しくは注ぎ、蒸発させ、又は加熱しないようにしなければならない。

(4) 金属ナトリウム、黄りん及びマグネシウム粉は、発火性の物に区分される危険物である。

(5) 水素、アセチレン及びプロパンは、可燃性のガスに区分される危険物である。

問8 電気による労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 高圧の電路又はその支持物の敷設、点検、修理、塗装等の電気工事の作業を行うときは、当該作業に従事する労働者に対し、作業を行う期間、作業の内容並びに取り扱う電路及びこれに近接する電路の系統について周知させなければならない。

(2) 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある高さが2メートル以上の場所で鉄骨等導電性の高い接地物に労働者が接触するおそれがあるところにおいて、交流アーク溶接等（自動溶接を除く。）の作業を行うときは、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を使用しなければならない。

(3) 対地電圧が50ボルトを超える電気機械器具の操作の際に、感電の危険又は誤操作による危険を防止するため、当該電気機械器具の操作部分について必要な照度を保持しなければならない。

(4) 対地電圧が50ボルトを超える充電電路に用いられる絶縁用防護具については、厚生労働大臣が定める規格を具備したものでなければ、使用してはならない。

(5) 交流で300ボルトを超える低圧の充電電路の点検、修理等の作業に従事する労働者に着用させる絶縁用保護具については、1年以内ごとに1回、定期に、その絶縁性能について自主検査を行わなければならない。ただし、1年を超える期間使用しない絶縁用保護具の当該使用しない期間においては、この限りでない。

問9 特定機械等であるボイラーについて事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

(1) ボイラーの据付けの作業を行うときは、当該作業を指揮するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、当該作業の指揮者を定めなければならない。

(2) 鏡板を変更しようとするときは、ボイラー変更届を所轄労働基準監督署長に提出する必要はない。

(3) 過熱器用安全弁は、胴の安全弁より後に作動するように調整しなければならない。

(4) 伝熱面積の大きさに関わらず、蒸気ボイラーは、ボイラー室に設置しなければならない。

(5) そうじのために煙道の内部に入るときは、監視人を配置したときを除き、煙道の内部の換気を行わなければならない。

問10 特定機械等であるクレーン等について事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) エンドレスでないワイヤロープ又はつりチェーンについては、その両端にフック、シャックル、リング又はアイを備えているものでなければ移動式クレーンの玉掛用具として使用してはならない。

(2) ケーブルクレーンを用いて作業を行うときは、巻上げ用ワイヤロープ若しくは横行用ワイヤロープが通っているシーブ又はその取付け部の破損により、当該ワイヤロープがはね、又は当該シーブ若しくはその取付け具が飛来することによる労働者の危険を防止するため、当該ワイヤロープの内角側で、当該危険を生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。

(3) 移動式クレーンのジブの組立て又は解体の業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならない。

(4) ゴンドラを使用して作業を行う場所については、当該作業を安全に行うため必要な照度を保持しなければならない。

(5) クレーンを用いて作業を行うときは、クレーンの運転者及び玉掛けをする者が当該クレーンの定格荷重を常時知ることができるよう、表示その他の措置を講じなければならない。

問11 元方事業者の講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、定められていないものはどれか。

(1) 化学工業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、すべての関係請負人が参加する協議組織を設置し、当該協議組織の会議を定期的に開催しなければならない。

(2) 造船業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、毎作業日に少なくとも1回、作業場所を巡視しなければならない。

(3) 建設業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、工程表等の当該仕事の工程に関する計画並びに当該作業場所における主要な機械、設備及び作業用の仮設の建設物の配置に関する計画を作成しなければならない。

(4) 電気業に属する事業の元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

(5) 輸送用機械器具製造業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該作業が吊り上げ荷重 0.5t 以上のクレーンを用いて行うものであるときは、当該クレーンの運転についての合図を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

問12 機械等の規制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

(1) 構造検査を受けた後1年以上設置されなかったボイラーを設置しようとする者は、労働基準監督署長の変更検査を受けなければならない。

(2) つり上げ荷重が1トンのスタッカー式クレーンを製造しようとする者は、その製造しようとするクレーンについて、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。ただし、既に許可を受けているクレーンと型式が同一であるクレーンについてはこの限りでない。

(3) ゴンドラを設置した者は、労働基準監督署長の落成検査を受けなければならない。

(4) 第二種圧力容器を製造し、又は輸入した者は、登録型式検定機関の型式検定を受けなければならない。

(5) 移動式クレーンを輸入した者は、当該移動式クレーンの構造が厚生労働大臣が定める基準に適合していることを指定外国検査機関が明らかにする書面を都道府県労働局長に提出すれば、都道府県労働局長の使用検査を受ける必要はない。

問13 就業制限業務に関する次の文中のA～Cに入る語句の組合せとして、労働安全衛生法令上、正しいものは(1)～(5)のうちどれか。

就業制限業務は、労働安全衛生法に基づき、【A】で定められており、ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの業務、【B】、制限荷重が5トン以上の揚貨装置の運転の業務などがある。就業制限業務については、各業務の区分に応じ、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の【C】を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有するものでなければ、当該業務に就かせてはならないこととされている。

【A】【B】【C】

(1) 労働安全衛生規則可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務許可

(2) 労働安全衛生規則機械集材装置の運転の業務登録

(3) 労働安全衛生規則建設用リフトの運転の業務許可

(4) 労働安全衛生法施行令可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務登録

(5) 労働安全衛生法施行令機械集材装置の運転の業務許可

問14 事業者が行うべき報告に関する次のイ～ホの記述について、労働安全衛生法令上、正しいもののみを全て挙げた組合せは(1)～(5)のうちどれか。

イ労働災害のうち休業4日未満のもの（休業を伴わないものを除く。）については、1月から6月まで及び7月から12月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所定の様式による報告書を労働基準監督署長に提出しなければならない。

ロ労働災害のうち休業を伴わないものについては、1月から12月までの期間におけるその件数について、翌年の1月末日までに、所定の様式による報告書を労働基準監督署長に提出しなければならない。

ハ労働者が就業中における負傷により4日以上休業したときは、遅滞なく、所定の様式による報告書を労働基準監督署長に提出しなければならない。

ニ機体重量が3トン以上の車両系建設機械の転倒又は転落の事故が発生したときは、労働者の負傷等の有無にかかわらず、遅滞なく、事故報告書を労働基準監督署長に提出しなければならない。

ホ高速回転する研削といしの破裂の事故が発生したときは、労働者の負傷等の有無にかかわらず、遅滞なく、事故報告書を労働基準監督署長に提出しなければならない。

- (1) イハニ
- (2) イハホ
- (3) ロニ
- (4) ロホ
- (5) ハホ

問1 5 常時 250 人の労働者を使用する金属製品製造業の事業場から、労働安全コンサルタントに安全診断の依頼があり、安全診断を行った結果、当該事業場における状況は次のとおりであった。このうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

(1) 安全衛生担当の課を設け、その課長を安全管理者として選任していたが、総括安全衛生管理者は選任していなかった。

(2) 工場内では、この事業場の労働者と関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われており、混在作業による労働災害を防止するため、作業間の連絡調整は行われていたが、その作業場所の毎作業日の巡視は行われていなかった。

(3) 動力プレスについては、1年以内ごとに1回、定期的に、スライドによる危険を防止するための機構の異常の有無その他必要な事項について、厚生労働大臣の登録を受けた検査業者による特定自主検査を実施し、その記録を過去3年分保存していた。

(4) フォークリフトを用いて行う荷役運搬作業においては、十分な経験を有する者の中から作業指揮者が定められ、その者の指揮により作業が行われていたが、作業計画は定められていなかった。

(5) 高さ12メートルの足場を設置して行う工場の外壁の塗装の仕事を専門業者に請け負わせていたが、その足場の組立てから解体までの期間が50日であったので、足場に係る計画の届出が労働基準監督署長に提出されていなかった。

■令和2年度

問1. 安全管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

(1) 事業者は、総括安全衛生管理者に、労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関することについて統括管理させなければならない。

(2) 事業者は、安全衛生推進者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。

(3) 事業者は、安全委員会を設置すべき事由が発生した日から14日以内に安全委員会を設置しなければならない。

(4) 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、安全委員会の委員の増員又は解任を命ずることができる。

(5) 事業者は、常時2000人の労働者を使用する鉄鋼業の事業場については、安全管理者を3人以上選任しなければならない。

問2. 安全衛生管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 元方事業者のうち、造船業に属する事業を行う者は、特定元方事業者である。

(2) 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、統括安全衛生責任者の解任を命ずることができる。

(3) 元方事業者は、一の場所において、主要構造部が鉄骨鉄筋コンクリート造である建築物の建設の仕事であって、元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の数が常時20人以上50人未満であるものに係る作業を行うときは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、店社安全衛生管理者を選任しなければならない。

(4) 店社安全衛生管理者を選任すべき事業者は、その仕事を行う場所において、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者の職務を行う者を選任し、それぞれ法令で定める職務を行わせているときは、店社安全衛生管理者を選任

し、その職務を行わせているものとされる。

(5) 店社安全衛生管理者を選任すべき事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われるときに設置される協議組織の会議に、店社安全衛生管理者を随時参加させなければならない

問3. 機械による危険を防止するために事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) プレス機械については、クラッチ、ブレーキその他制御のために必要な部分の機能を常に有効な状態に保持しなければならない。
- (2) 遠心機械については、その最高使用回転数をこえて使用してはならない。ただし、遠心機械にふたを設けたときは、この限りでない。
- (3) 研削といしについては、その日の作業を開始する前には試運転をしなければならない。ただし、研削といしが未使用のものである場合はこの限りでない。
- (4) 自動送材車式帯のこ盤については、送材車と歯との間に関係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止する旨を見やすい箇所に表示しなければならない。
- (5) 木材加工用帯のこ盤のスパイクつき送りローラーについては、接触予防装置ではなく、作業者がスパイクつき送りローラーを停止することができる急停止装置を設けなければならない。

問4. 荷役運搬機械等による労働災害を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 最大積載量が4トンの貨物自動車に荷を積む作業を行うとき、当該作業に従事する労働者が床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなかった。
- (2) 最高速度が毎時15キロメートルのショベルローダーを用いて作業を行うとき、制限速度は定めなかった。
- (3) フォークリフトの修理、点検等の作業を行う場合において、フォークが不意に降下することを防止するための安全支柱を使用させた上で、フォークの下に労働者を立ち入らせた。
- (4) 特定自主検査を実施した後使用せずに1年6か月経過した不整地運搬車について、使用を再開する際の特定自主検査を実施することなく当該不整地運搬車を使用した。
- (5) 一の荷でその重量が80キログラムのものを貨物自動車に積む作業を行うとき、当該作業を指揮する者を定めなかった。

問5. 掘削作業における労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令に定められていないものはどれか。

- (1) 手掘りにより砂からなる地山の掘削の作業を行うときは、掘削面のこう配を35度以下とし、又は掘削面の高さを5メートル未満としなければならない。
- (2) 明り掘削の作業を行うときは、地山の崩壊又は土石の落下による労働者の危険を防止するため、点検者を指名して、作業箇所及びその周辺の地山について、その日の作業を開始する前、大雨の後及び中震以上の地震の後、浮石及びき裂の有無及び状態並びに含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検させなければならない。
- (3) 明り掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、労働者の立入りを禁止する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。
- (4) れんが壁、コンクリートブロック塀、擁壁等の建設物に近接する箇所で明り掘削の作業を行う場合において、これらの損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、監視人を配置して作業を行わなければならない。
- (5) 明り掘削の作業により露出したガス導管の損壊により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合に行うガス導管の防護の作業については、当該作業を指揮する者を指名して、その者の直接の指揮のもとに当該作業を行わせなければならない。

問6. 墜落、飛来落下による危険の防止に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 建設工事に使用する高さ20メートルの登り栈橋に、高さ10メートルのところには踊場を1か所設けた。
- (2) 作業のため物体が落下することにより労働者に危険を及ぼすおそれがあるとき、防網の設備を設けることが困難であったので、立入区域を設定した。

(3) 作業のため物体が飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれがあるとき、飛来防止の設備を設けることが困難であったので、労働者に保護具を使用させた。

(4) 木造家屋建築工事において、3メートルの高さから屋根材の残材を投下する作業を行うとき、監視人を置いたが、投下設備を設けなかった。

(5) 踏み抜くおそれのあるスレートでふかれた屋根の上で作業を行うとき、幅が30センチメートルの歩み板を設けて作業を行った。

問7. 化学設備に関する次のイ～ホの記述について、労働安全衛生法令上、誤っているものの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

イ事業者は、化学設備を使用して作業を行うときは、爆発又は火災を防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行わせなければならない。

ロ特殊化学設備とは、化学設備のうち、取り扱う危険物の量が厚生労働省令で定める量を超えるものをいう。

ハ事業者は、化学設備(配管を除く。)を内部に設ける建築物の壁、柱、床、はり、屋根、階段等のうち当該化学設備に近接する部分については、腐食しにくい材料で造り、防食塗料を塗布する等の措置を講じなければならない。

ニ事業者は、特殊化学設備については、異常な事態の発生による爆発又は火災を防止するため、原材料の送給をしゃ断し、又は製品等を放出するための装置、不活性ガス、冷却用水等を送給するための装置等当該事態に対処するための装置を設けなければならない。

ホ事業者は、特殊化学設備に使用する動力源については、動力源の異常による爆発又は火災を防止するための直ちに使用することができる予備動力源を備えなければならない。

(1) イとニ (2) イとホ (3) ロとハ (4) ロとニ (5) ハとホ

問8. 電気による労働災害を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

(1) 区画された変電室で電気取扱者以外の者の立入りを禁止したところに設置した対地電圧が6.6キロボルトの電気機械器具について、当該電気機械器具の充電部分に感電を防止するための囲い及び絶縁覆いを設けなかった。

(2) 対地電圧が220ボルトの可搬式の電動機械器具について、絶縁台の上で使用するので、感電防止用漏電しゃ断装置を接続しなかった。

(3) 低圧の回路を開路して、当該回路の修理の電気工事の作業を行うとき、開路に用いた開閉器を不意に投入することを防止するため、作業中、監視人を置いたが、開閉器に施錠はしなかった。

(4) 33キロボルトの充電電路の点検の作業を行うとき、当該作業に従事する労働者に感電の危険があったので、労働者に絶縁用保護具を着用させ、かつ、点検箇所以外の充電電路に絶縁用防具を装着したが、活線作業用器具及び活線作業用装置は使用させなかった。

(5) 高圧の架空電線の充電電路に近接する場所で工作物の塗装の作業を行うとき、当該作業に従事する労働者が作業中に当該充電電路に身体等が接近することにより感電の危険が生ずるおそれがあったので、感電の危険を防止するための囲いを設けたが、監視人を置かなかった。

問9. 特定機械等であるボイラーについて事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

(1) ボイラーの吹出しについては、2基のボイラーまでなら同時に一人で行わせることができる。

(2) 労働者がそうじ、修繕等のためにボイラー又は煙道の内部に入るときは、ボイラー又は煙道を冷却しなければならない。

(3) 圧力計は、その内部が最高使用温度以上の温度にならない措置を講じなければならない。

(4) 圧力計の目もりには、ボイラーの常用圧力を示す位置に、見やすい表示をしなければならない。

(5) ボイラーの安全弁が2個以上ある場合は、全ての安全弁を最高使用圧力以下で作動するように調整しなければならない。

問10. 特定機械等であるクレーン等について事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、定められていないものはどれか。

(1) 同一のランウェイに並置されている走行クレーンの修理、調整、点検等の作業を行うときは、監視人をおくこと、ランウェイの上にストッパーを設けること等走行クレーンと走行クレーンが衝突することによる労働者の危険

を防止するための措置を講じなければならない。

(2) 強風のため、クレーンに係る作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止するとともに、ジブクレーンのジブが損壊するおそれのあるときは、当該ジブの損壊による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(3) 移動式クレーンについては、移動式クレーン明細書に記載されているジブの傾斜角の範囲をこえて使用してはならない。

(4) 屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業を行うときは、作業を指揮する者を選任して、その者の指揮のもとに作業を実施させなければならない。

(5) 移動式クレーンのジブを上げ、その下で修理、点検等の作業を行うときは、当該ジブが不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させなければならない。

問 11. 元方事業者又は注文者の講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、定められていないものはどれか。

(1) 電気機械器具製造業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置を講じなければならない。

(2) 建設業の仕事を自ら行う注文者は、足場を、当該仕事を行う場所においてその請負人の労働者に使用させるときは、当該足場について、構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを足場の見やすい場所に表示しなければならない。

(3) 通信業に属する事業の元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。

(4) 化学工業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、関係請負人が行う労働者の安全のための教育に対する指導及び援助に関する必要な措置を講じなければならない。

(5) 危険物を製造する化学設備の改造、修理等で、当該設備を分解する作業に係る仕事の注文者は、当該仕事の作業において注意すべき安全に関する事項及び当該仕事の作業について講じた安全を確保するための措置を記載した文書を作成し、請負人に交付しなければならない。

問 12. 機械等の規制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

ただし、第一種圧力容器、ボイラー及び移動式クレーンは特定機械等であるものとする。

(1) 第一種圧力容器については、構造検査に合格した後でなければ溶接検査を受けることができない。

(2) 所轄労働基準監督署長の認定を受けたボイラーについては、検査証の有効期間を最大8年まで延長することができる。

(3) フォークリフトの特定自主検査は、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けた検査業者以外は実施することはできない。

(4) 移動式クレーンを設置したときは、所轄労働基準監督署長による落成検査を受けなければならない。

(5) プレス機械の安全装置を製造した者は、登録型式検定機関が行う型式検定を受けなければならない。

問 13. 就業制限、安全衛生教育又は作業主任者に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

(1) 胸高直径が70センチメートル以上の立木の伐木の業務は、就業制限に係る業務である。

(2) 危険又は有害な業務につかせるときに行う特別教育においては、教育科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者についても、当該教育科目の教育を省略することはできない。

(3) 新たに職務につくことになった職長等に対して行う安全又は衛生のための教育の教育事項には、作業方法の決定及び労働者の配置に関すること並びに労働者に対する指導又は監督の方法に関することが含まれる。

(4) つり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け作業は、作業主任者を選任しなければならない作業である。

(5) 作業主任者の選任を要する一つの作業を同一の場所で行う場合は、労働者に対する統一した作業指揮等が行わ

れないことによって生ずる労働災害を防止するため、当該作業に係る作業主任者を二人以上選任してはならない。

問 14. 安全衛生改善計画に関する次のイ～ホの記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものの組合せは（１）～（５）のうちどれか。

イ都道府県労働局長は、事業場の施設その他の事項について、労働災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるときは、原則として、事業者に対し、当該事業場の安全衛生改善計画を作成すべきことを指示することができる。

ロ都道府県労働局長は、事業者に対し安全衛生改善計画を作成すべきことを指示した場合において、専門的な助言を必要とするとき、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、安全衛生改善計画の作成について、これらの者の意見を聴くべきことを勧奨することができる。

ハ都道府県労働局長は、安全衛生改善計画が労働災害の再発の防止を図る上で適切でないとき、安全衛生改善計画変更指示書により、事業者に対し、当該安全衛生改善計画の変更を指示することができる。

ニ事業者は、安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

ホ都道府県労働局長は、安全衛生改善計画を作成した事業者に対して、当該安全衛生改善計画を守っていないと認めて、必要な措置をとるべきことを勧告したときは、その旨を公表しなければならない。

（１）イとニ（２）イとホ（３）ロとハ（４）ロとニ（５）ハとホ

問 15. 常時 120 人の労働者を使用し、木材加工用丸のこ盤、手押しかな盤などを有する木材・木製品製造業の事業場から、労働安全コンサルタントに安全診断の依頼があり、安全診断の結果、事業場の状況は次のとおりであった。このうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

（１）総括安全衛生管理者を選任していなかったが、工業高等学校において機械科を修めて卒業し、産業安全の実務経験が 8 年あり、厚生労働大臣が定める研修を修了した製造課長を安全管理者として選任していた。

（２）工場内では、この事業場の労働者と関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われており、混在作業による労働災害を防止するため、安全管理者が毎作業日に少なくとも 1 回、作業場所を巡視していたが、関係請負人との協議組織を設置していなかった。

（３）手押しかな盤を用いる作業において、労働者に治具を使用させていたが、刃の接触予防装置を設けていなかった。

（４）木材加工用丸のこ盤による木材加工の業務に従事する労働者に対し、雇入れ時の安全衛生教育を行っていたが、特別教育を行っていなかった。

（５）フォークローダーが荷の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのない構造であったので、ヘッドガードを備えていないフォークローダーを使用していた。

■令和元年度

問 1. 安全管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

（１）事業者は、総括安全衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、総括安全衛生管理者選任報告書を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

（２）事業者は、安全管理者を選任したときは、当該安全管理者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

（３）事業者は、安全管理者を選任することができないやむを得ない事由がある場合で、所轄労働基準監督署長の許可を受けたときは、安全管理者を選任しないことができる。

（４）都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、安全委員会の運営について必要な事項を事業者に命令することができる。

（５）事業者は、安全衛生推進者を選任するときは、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントその他厚生労働大臣が定める者のうちから選任するときを除き、その事業場に専属の者を選任しなければならない。

問 2. 建設業における安全衛生管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 統括安全衛生責任者を選任すべき事業者は、統括安全衛生責任者の選任の対象となる場所においてその事業の実施を統括管理する者又はこれに準ずる者をもって、統括安全衛生責任者に充てなければならない。

(2) 事業者は、元方安全衛生管理者に対し、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため必要な措置をなし得る権限を与えなければならない。

(3) 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、元方安全衛生管理者を選任した事業者に対し、元方安全衛生管理者の増員又は解任を命ずることができる。

(4) 店社安全衛生管理者の職務には、少なくとも毎月1回、元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者が作業を行う場所であって店社安全衛生管理者を選任すべき事由となる場所を巡視することが含まれる。

(5) 安全衛生責任者を選任すべき請負人は、安全衛生責任者を選任したときは、同一の場所において作業を行う統括安全衛生責任者を選任すべき事業者に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

問3. 機械による危険の防止に関する次の①～③の文中の【A】～【C】に入る数値の組合せとして、労働安全衛生法令上、正しいものは(1)～(5)のうちどれか。

①事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分に設ける踏切橋には、高さが【A】センチメートル以上の手すりを設けなければならない。

②事業者は、回転中の研削といしが労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆いを設けなければならない。ただし、直径が【B】ミリメートル未満の研削といしについては、この限りでない。

③事業者は、木材加工用機械(丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びブリーダーに限るものとし、携帯用のものを除く。)を5台以上(当該機械のうちに自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、【C】台以上)有する事業場において行う当該機械による作業については、木材加工用機械作業主任者技能講習を修了した者のうちから、木材加工用機械作業主任者を選任しなければならない。

A B C

- (1) 7550 2
- (2) 75100 2
- (3) 9050 2
- (4) 9050 3
- (5) 90100 3

問4. 荷役運搬機械等による労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー及びストラドルキャリアーについては、1年を超えない期間ごとに1回、定期に、自主検査を行わなければならない。ただし、1年を超える期間使用しないこれらの荷役運搬機械等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

(2) 構内運搬車(運行の用に供するものを除く。)については、走行を制動し、及び停止の状態を保持するために有効な制動装置、警音器等を備えていないものは使用してはならない。

(3) 荷台にあおりのない貨物自動車の荷台に労働者を乗車させて走行させるときは、移動により労働者に危険を及ぼすおそれのある荷台について、歯止め、滑止め等の措置を講じなければならない。

(4) 労働者の身体の一部が巻き込まれる等労働者に危険が生ずるおそれのあるコンベヤーについては、非常の場合に直ちに運転を停止することができる装置を備えなければならない。

(5) 車両系荷役運搬機械等を用いて作業(不整地運搬車又は貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。)を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定めなければならない。

問5. 明り掘削の作業における労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 掘削機械、積込機械及び運搬機械の使用によるガス導管、地中電線路その他地下に存する工作物の損壊により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者にこれらの機械を誘導させなければならない。

(2) 物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

(3)埋設物等又はれんが壁、コンクリートブロック塀、擁壁等の建設物に近接する箇所で作業を行う場合において、これらの損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、これらを補強し、移設する等当該危険を防止するための措置が講じられた後でなければ、作業を行ってはならない。

(4)土止め支保工の構造については、当該土止め支保工を設ける箇所の地山に係る形状、地質等の状態に応じた堅固なものとし、土止め支保工を組み立てるときは、あらかじめ作成した組立図により組み立てなければならない。

(5)土止め支保工の切りばり又は火打ちの接続部及び切りばりと切りばりとの交き部は、当て板をあててボルトにより緊結し、溶接により接合する等の方法により堅固なものとしなければならない。

問 6. 型枠支保工による危険を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 支柱の継手は、突合せ継手又は差込み継手としなければならない。

(2) 3以上のパイプサポートを継いで支柱として用いるときは、4以上のボルト又は専用の金具を用いて継がなければならない。

(3) 鋼管枠を支柱として用いるものにあつては、当該鋼管枠の部分について、最上層及び5層以内ごとの箇所において、型枠支保工の側面並びに枠面の方向及び交差筋かいの方向における5枠以内ごとの箇所に、水平つなぎを設け、かつ、水平つなぎの変位を防止しなければならない。

(4) 鋼管枠を支柱として用いるものにあつては、当該鋼管枠の部分について、鋼管枠と鋼管枠との間に交差筋かいを設けなければならない。

(5) 敷板、敷角等をはさんで段状に組み立てる型枠支保工については、型枠の形状によりやむを得ない場合を除き、敷板、敷角等を2段以上はさんではならない。

問 7. 爆発、火災等による労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令に定められていないものはどれか。

(1) 危険物以外の可燃性の粉じんが存在して爆発又は火災が生ずるおそれのある場所においては、火花若しくはアークを発生し、若しくは高温となって点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用してはならない。

(2) 化学設備から危険物等が大量に流出した場合等危険物等の爆発、火災等による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を安全な場所に退避させなければならない。

(3) 二輪自動車用タイヤの組立てを行う場合において、空気圧縮機を用いてタイヤに空気を充てんする作業を行うときは、タイヤの破裂等による危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に、タイヤの種類に応じて空気の圧力を適正に調節させ、及び安全囲い等破裂したタイヤ等の飛来を防止するための器具を使用させなければならない。

(4) 化学設備（配管を除く。以下同じ。）を引き続き1か月以上使用しなかったときは、当該化学設備について2年以内ごとに1回定期に行うこととされている自主検査と同じ事項を点検し、異常がないことを確認した後でなければ、当該化学設備を使用してはならない。

(5) 導火線発破の作業を行うときは、発破の業務につくことができる者のうちから作業の指揮者を定め、その者に、点火前に、点火作業に従事する労働者以外の労働者に対して、退避を指示させなければならない。

問 8. 電気による労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 高圧の電路又はその支持物の敷設、点検、修理、塗装等の電気工事の作業を行う場合は、当該作業に従事する労働者に対し、作業を行う期間、作業の内容並びに取り扱う電路及びこれに近接する電路の系統について周知させ、かつ、作業の指揮者を定めなければならない。ただし、当該電路を開路して当該作業を行うときはこの限りでない。

(2) 高圧の充電電路の点検、修理等当該充電電路を取り扱う作業を行う場合において、当該作業に従事する労働者について感電の危険が生ずるおそれがあるときの措置としては、労働者に絶縁用保護具を着用させ、かつ、当該充電電路のうち労働者が現に取り扱っている部分以外の部分が、接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるものに絶縁用防具を装着することでよい。

(3) 高圧の架空電線に近接する場所で、くい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業を行う場合において、当該作業に従事する労働者が作業中に当該充電電路に身体等が接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときの措置としては、当該充電電路に絶縁用防護具を装着することでよい。

(4) 低圧の充電電路の点検、修理等当該充電電路を取り扱う作業を行う場合において、当該作業に従事する労働者

について感電の危険が生ずるおそれのあるときの措置としては、当該労働者に活線作業用器具を使用させることでよい。

(5) 低圧の仮設の配線又は移動電線を通路面において使用してはならない。ただし、当該配線又は移動電線の上を車両その他の物が通過すること等による絶縁被覆の損傷のおそれのない状態で使用するときは、この限りでない。

問 9. 特定機械等であるボイラーに関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) ボイラーを製造しようとする者は、製造しようとするボイラーについて、あらかじめ、所轄都道府県労働局長の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けているボイラーと型式が同一であるボイラーについては、この限りでない。

(2) 事業者は、ボイラー室には、2以上の出入口を設けなければならない。ただし、ボイラーを取り扱う労働者が緊急の場合に避難するのに支障がないボイラー室については、この限りでない。

(3) ボイラーについて附属設備に変更を加えた者は、当該ボイラーについて所轄労働基準監督署長の変更検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたボイラーについては、この限りでない。

(4) 事業者は、煙突からの排ガスの排出状況を観測するための窓をボイラー室に設置する等ボイラー取扱作業主任者が燃焼が正常に行われていることを容易に監視することができる措置を講じなければならない。

(5) 事業者は、ボイラーの点火を行うときは、ダンパーの調子を点検し、燃焼室及び煙道の内部を十分に換気した後でなければ、点火を行ってはならない。ただし、ボイラーの運転の状態に係る異常があった場合に当該ボイラーを安全に停止させることができる機能その他の機能を有する自動制御装置であって厚生労働大臣の定める技術上の指針に適合していると所轄労働基準監督署長が認定したものを備えたボイラーについては、この限りでない。

問 10. 特定機械等であるクレーン、ゴンドラ等に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 事業者は、移動式クレーンについては、1か月以内ごとに1回、定期に、ワイヤロープ及びつりチェーンの損傷の有無等について自主検査を行わなければならない。ただし、1か月をこえる期間使用しない移動式クレーンの当該使用しない期間においては、この限りでない。

(2) 事業者は、瞬間風速が毎秒30メートルをこえる風が吹くおそれのあるときは、屋外に設置されている走行クレーンについて、逸走防止装置を作用させる等その逸走を防止するための措置を講じなければならない。

(3) 事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具であるワイヤロープの安全係数については、6以上でなければ使用してはならない。

(4) 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行うときは、当該移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。

(5) 常設型のゴンドラを設置した者は、当該ゴンドラについて、所轄労働基準監督署長の落成検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたゴンドラについては、この限りでない。

問 11. 元方事業者の講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令に定められていないものはどれか。

(1) 鉄鋼業に属する事業の元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

(2) 金属製品製造業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該作業がつり上げ荷重0.5トン以上のクレーンを用いて行うものであるときは、当該クレーンの運転についての合図を统一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

(3) 造船業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、元方事業者及びすべての関係請負人が参加する協議組織を設置し、当該協議組織の会議を定期的開催しなければならない。

(4) 石油製品製造業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、毎作業日に少なくとも1回、作業場所を巡視しなければならない。

(5) 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講

ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

問 12. 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) ボイラー検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う性能検査を受けなければならない。

(2) 本邦の地域内で使用される小型ボイラー（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。）を製造した者は、厚生労働大臣の登録を受けた登録個別検定機関が個々に行う当該機械等についての検定を受けなければならない。

(3) 型式検定に合格した型式の機械等以外の機械等には、型式検定に合格した型式の機械等である旨の表示を付してはならない。

(4) 事業者は、動力により駆動される遠心機械については、1年以内ごとに1回、定期的に、自主検査を行わなければならない。ただし、1年をこえる期間使用しない遠心機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。

(5) 引火性の物で、政令で定めるものを容器に入れて提供する者は、その容器に名称、人体に及ぼす作用等を表示しなければならない。ただし、その容器のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

問 13. 安全衛生教育、免許等に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

(1) 事業者は、木材加工用機械の安全装置の調整の業務に労働者を就かせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

(2) 事業者は、動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業については、プレス機械作業主任者免許を受けた者のうちからプレス機械作業主任者を選任しなければならない。

(3) 道路貨物運送業の事業場においては、事業者は、新たに職務に就くこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、法令で定められた事項について、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

(4) 事業者は、車両系木材伐出機械の運転の業務については、車両系木材伐出機械運転技能講習を修了した者でなければ当該業務に就かせてはならない。

(5) 特別ボイラー溶接士免許の有効期間は2年であるが、特級ボイラー技士免許及びボイラー整備士免許には、有効期間は設けられていない。

問 14. 事業者が行うべき計画届又は報告に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。ただし、労働基準監督署長による計画の届出の免除に係る認定を受けていないものとする。

(1) つり上げ荷重が0.5トン以上1トン未満のスタッカー式クレーンを設置しようとするときは、あらかじめ、クレーン設置報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(2) 高さ及び長さがそれぞれ10メートル以上の架設通路（組立てから解体までの期間が60日未満のものを除く。）を設置しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の30日前までに、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

(3) 堤高が150メートル以上のダム建設の仕事を開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の30日前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(4) 労働災害のうち休業を伴わないものについては、1月から12月までの期間における当該事実について、所定の様式による報告書を翌年の1月末日までに所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(5) 事業場で建設物の倒壊の事故が発生した場合には、負傷者が生じていないときでも、遅滞なく、事故報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

問 15. 常時450人の労働者を使用する有機化学工業製品製造業の事業場から労働安全コンサルタントに安全診断の依頼があり、安全診断を行った結果、当該事業場において次のような状況がみられた。これらの状況のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

(1) 工場長を総括安全衛生管理者として選任していたが、その工場長が人事異動により他工場に転出したため、そ

の転出日から後任の工場長を新たな総括安全衛生管理者として選任するまでの7日間、総括安全衛生管理者が未選任の状態であった。

(2) 安全管理者を2人選任しており、そのうちの1人はその事業場に専属の者で、勤務時間のおおむね2分の1が安全管理の業務で、残りの2分の1が生産関係の業務であった。他の1人は社外の労働安全コンサルタントで週1日來社していた。

(3) 荷の落下によりフォークリフトの運転者に危険を及ぼすおそれのない作業では、ヘッドガードを備えていないフォークリフトを使用していた。

(4) 化学設備の修理を行う場合において、化学設備を分解する作業を行うとき、作業箇所には危険物等が漏えいし、又は高温の水蒸気等が逸出しないように、バルブを二重に閉止していたが、閉止板は施していなかった。

(5) 危険物を取り扱う作業場は平屋の建物であり、当該建物には、非常の場合に容易に地上の安全な場所に避難することができる2か所の出入口が設けられ、その出入口に設けた戸は、1か所は引戸で、もう1か所は外開戸であった。

■平成30年度

問1. 安全管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、定められていないものはどれか。

(1) 事業者が総括安全衛生管理者に統括管理させなければならない業務には、労働者の安全のための教育の実施に関することが含まれる。

(2) 事業者は、安全管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。

(3) 安全委員会の議長は、総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者になるものとする。

(4) 安全委員会又は安全衛生委員会を設けている事業者以外の事業者は、安全に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を毎月1回以上設けるようにしなければならない。

(5) 事業者は、常時10人以上50人未満の労働者を使用する旅館業の事業場においては、安全衛生推進者を選任しなければならない。

問2. 安全衛生管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 元方事業者とは、事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているものをいい、当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が二つ以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうちの最も先次の請負契約における注文者をいう。

(2) 建設業又は造船業の事業を行う元方事業者は、一の場所において作業を行うその労働者及び関係請負人の労働者の数が法令で定められた数以上であるときは、これらの労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任しなければならない。

(3) 法令の規定により統括安全衛生責任者を選任した事業者で、建設業に属する事業を行うものは、その事業場に専属の元方安全衛生管理者を選任しなければならない。

(4) 法令の規定により元方安全衛生管理者を選任した事業者は、統括安全衛生責任者に元方安全衛生管理者の指揮をさせなければならない。

(5) 法令の規定により統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人は、安全衛生責任者を選任し、その者に統括安全衛生責任者が統括管理すべき事項のうち、当該請負人の行う仕事に係る技術的事項を管理させなければならない。

問3. 機械による危険を防止するため事業者が講じた措置に関する次のイ～ニの記述について、労働安全衛生法令上、違反となるものの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

イ フライス盤作業で、切削加工により切削屑が飛来するが、機械に覆い又は囲いを設けることが作業の性質上困難であったため、保護具を使用させて作業を行わせた。

ロ ベルトコンベアのベルトの掃除の作業において、機械の運転を止めて作業を行うことが作業の性質上困難であり、また、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じることができなかつたため、機械を運転したまま労働者に作業を行わせた。

ハ 木工用の面取り盤を使用する作業において、刃の接触予防装置を設けることが作業の性質上困難であったため、労

働者に治具を使用させて作業を行わせた。

ニ金属加工用の帯のこ盤を使用する作業において、歯の切断に必要な部分以外の部分を含め覆い又は囲いを設けることが作業の性質上困難であったため、労働者に治具を使用させて作業を行わせた。

- (1) イとロ (2) イとハ (3) ロとハ (4) ロとニ (5) ハとニ

問4. 車両系荷役運搬機械等及び荷役作業による労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置に置かせるとともに、原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講じさせなければならない。

(2) 最大積載量が5トン以上の貨物自動車に荷を積む作業を行うときは、当該作業に従事する労働者が床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。

(3) 揚貨装置を用いた作業を行うときは、荷及びその周囲を監視する者を置いたときを除き、揚貨装置の運転者を荷をつたまま作業位置から離れさせてはならない。

(4) 一つの荷でその重量が100キログラム以上のものを積んだ貨物自動車のロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示するようにさせなければならない。

(5) はいの上で作業を行う場合において、作業箇所の高さが床面から1.5メートルをこえるときは、当該はいを構成する荷によって安全に昇降できる場合を除き、当該作業に従事する労働者が床面と当該作業箇所との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。

問5. 車両系建設機械による労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、定められていないものはどれか。

(1) 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、ワイヤロープ、チェーン、バケット及びジッパーの損傷の有無について点検を行わなければならない。

(2) 路肩、傾斜地等であって、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。

(3) 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときを除き、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある個所に、労働者を立ち入らせてはならない。

(4) 車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着若しくは取り外しの作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に、作業手順を決定させ、作業を指揮させなければならない。

(5) 岩石の落下等により労働者に危険が生ずるおそれのある場所でブル・ドーザー、トラクター・ショベル、ずり積機、パワー・ショベル、ドラグ・ショベル及び解体用機械を使用するときは、当該車両系建設機械に堅固なヘッドガードを備えなければならない。

問6. 建設作業における労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、定められていないものはどれか。

(1) 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成され、その高さが5メートル以上であるものの組立て、解体又は変更の作業を行うときに定める作業計画には、作業に従事する労働者の墜落による危険を防止するための設備の設置の方法が示されていなければならない。

(2) 橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成され、その高さが5メートル以上であるものの架設、解体又は変更の作業を行うときは、作業を行う区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止しなければならない。

(3) 軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業を行うときは、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

(4) 高さが5メートル以上であるコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業を行うときにおいて、器具、工具等を上げ、又は下ろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。

(5) 橋梁の上部構造であって、コンクリート造で、その高さが5メートル以上であるものの架設又は変更の作業を

行うときにおいて、部材又は架設用設備の落下又は倒壊により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、控えの設置、部材又は架設用設備の座屈又は変形の防止のために補強材の取付け等の措置を講じなければならない。

問7. 爆発、火災等を防止のために事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 自然発火の危険がある物を積み重ねるときは、危険な温度に上昇しない措置を講じなければならない。
- (2) 酸化プロピレンをタンク自動車に注入する作業を行うときは、あらかじめ、その内部を洗浄しなければならないが、その内部の不活性ガス以外のガス又は蒸気を不活性ガスで置換する必要はない。
- (3) 乾燥設備作業主任者に行わせるべき事項には、乾燥設備及びその附属設備について、1年以内ごとに1回行う定期自主検査の実施が含まれる。
- (4) 化学設備又はその附属設備の改造、修理、清掃等を行う場合において、これらの設備を分解する作業を行い、又はこれらの設備の内部で作業を行うときは、法令で定める資格を有する者の中から化学設備作業主任者を選任しなければならない。
- (5) 二硫化炭素は発火性の危険物であり、水に接触させないための措置を講じなければならない。

問8. 電気による労働災害を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 対地電圧が220ボルトの電動機械器具を使用するとき、絶縁台の上で使用するので感電防止用漏電しゃ断装置を接続しなかった。
- (2) 著しく狭い船舶の二重底の内部において交流アーク溶接の作業を行うとき、自動溶接であったので交流アーク溶接機用自動電撃防止装置は使用しなかった。
- (3) 200ボルトの低圧の充電電路に近接する場所で電路の支持物の塗装の作業を行うとき、作業に従事する労働者が当該充電電路に接触することによる感電の危険があったので、当該充電電路に絶縁用防具を装着したが、塗装の作業を行う労働者に絶縁用保護具は使用させなかった。
- (4) 6.6キロボルトの高圧の充電電路の修理の作業を行うとき、当該作業に従事する労働者に感電の危険があったので、労働者に活線作業用器具を使用させたが、絶縁用保護具は着用させなかった。
- (5) 22キロボルトの特別高圧の充電電路の修理の作業を行うとき、作業に従事する労働者に感電の危険があったので、労働者に絶縁用保護具を着用させ、かつ、修理部分以外の充電電路に絶縁用防具を装着したが、活線作業用器具及び活線作業用装置は使用させなかった。

問9. 特定機械等であるボイラーに関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 構造検査又は使用検査を受けた後6か月以上設置されなかったボイラーについて、当該ボイラーを設置しようとする者は、登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない。
- (2) 事業者は、ボイラーを取り扱う労働者が緊急の場合に避難するのに支障がないボイラー室であるときを除き、ボイラー室には2以上の出入口を設けなければならない。
- (3) ボイラー取扱作業主任者の職務には、圧力、水位及び燃焼状態を監視することが含まれる。
- (4) 事業者は、移動式ボイラーについては、ボイラー検査証又はその写しをボイラー取扱作業主任者に所持させなければならない。
- (5) 事業者はボイラーの吹出しを行うときは、一人で同時に2以上のボイラーの吹出しを行ってはならない。

問10. 特定機械等であるクレーン等による労働災害を防止するために事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令に定められていないものはどれか。

- (1) 巻過防止装置を具備しないクレーンについては、巻上げ用ワイヤロープに標識を付すること、警報装置を設けること等巻上げ用ワイヤロープの巻過ぎによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。
- (2) ケーブルクレーンを用いて作業を行うときは、巻上げ用ワイヤロープ若しくは横行用ワイヤロープが通っているシーブ又はその取付け部の破損により、当該ワイヤロープがはね、又は当該シーブ若しくはその取付け具が飛来することによる労働者の危険を防止するため、当該ワイヤロープの内角側で、当該危険を生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。
- (3) 移動式クレーンを用いて作業を行うときは、当該移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、

あらかじめ、当該作業に係る場所について地形及び地質の状態並びに運搬しようとする荷の重量及び形状を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

(4) 移動式クレーンを用いて作業を行うときは、移動式クレーンの運転者及び玉掛けをする者が当該移動式クレーンの定格荷重を常時知ることができるよう、表示その他の措置を講じなければならない。

(5) 建設用リフトを用いて作業を行うときは、建設用リフトの運転について一定の合図を定め、合図を行う者を指名して、その者に合図を行わせなければならない。

問 11. 元方事業者又は機械等貸与者等の講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、定められていないものはどれか。

(1) 化学工業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置を講じなければならない。

(2) ずい道の建設の仕事で、出入口からの距離が1,000メートル以上の場所において作業を行うこととなるものを行う手方事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行わなければならない。

(3) 造船業に属する事業の元方事業者は、関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助については、当該教育を行う場所の提供、当該教育に使用する資料の提供等の措置を講じなければならない。

(4) 機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、当該機械等を操作する者が、当該機械等の操作について法令に基づき必要とされる資格又は技能を有する者であることを確認しなければならない。

(5) フォークリフトの機械等貸与者は、フォークリフトを他の事業者に貸与するときは、あらかじめ点検し、異常を認めるときは、補修その他必要な整備を行わなければならない。

問 12. 機械等の規制に関する次のイ～ニの記述について、労働安全衛生法令上、正しいものの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

イ つり上げ荷重が1トンのスタッカー式クレーンを製造しようとする者は、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。

ロ 建設用リフト検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、登録性能検査機関の行う性能検査を受けなければならない。

ハ 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、個別検定に合格した皆の表示と紛らわしい表示が付された機械等を製造した者等に対し、当該機械等の回収を命ずることができる。

ニ 物体の飛来若しくは落下又は墜落による危険を防止するための保護帽は、構造規格の要件を満たしているものであれば、型式検定合格標章が付されていないものであっても使用することができる。

(1) イとロ (2) イとハ (3) イとニ (4) ロとニ (5) ハとニ

問 13. 事業者が行う就業制限又は安全衛生教育に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

(1) つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転の業務のうち、床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務については、クレーン・デリック運転士免許を受けた者であっても、床上操作式クレーン運転技能講習を修了していなければ当該業務に就かせることはできない。

(2) 研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務に労働者を就かせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

(3) 雇入れ時の安全衛生教育において、通信業の事業場の労働者については、十分な知識及び技能を有しているか否かにかかわらず、安全衛生教育を行うべき事項のうち、「作業開始時の点検に関すること」についての教育を省略することができる。

(4) 新たに職務に就くこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対して行う安全衛生教育において、法令で定められた教育を行うべき事項の一部については、十分な知識及び技能を有していると認められる者については当該事項に関する教育を省略することができるが、全部について省略する

ことはできない。

(5) 可燃性のガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務については、ガス溶接作業主任者免許を受けた者でなければ業務に就かせてはならない。

問 14. 事業者が行うべき計画届又は報告に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

ただし、いずれの事業者も、労働基準監督署長による計画の届出の免除に係る認定を受けていないものとする。

(1) 組立てから解体までの期間が 60 日以上で、原動機の定格出力が 7.5 キロワットを超える機械集材装置を設置しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の 30 日前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

(2) 長さが 500 メートル以上 1,000 メートル未満のずい道等の建設の仕事で、深さが 50 メートル未満のたて坑の掘削を伴うものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の 30 日前までに、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

(3) 小型ボイラーを設置したときは、遅滞なく、小型ボイラー設置報告書に構造図及び小型ボイラー明細書並びに当該小型ボイラーの設置場所の周囲の状況を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(4) 支柱の高さが 3.5 メートル以上の型枠支保工を設置する工事の計画を作成するときに参画させなければならない資格者には、労働安全コンサルタント試験に合格した者でその試験の区分が土木または建築である者が含まれる。

(5) ゴンドラのワイヤロープの切断の事故が発生したときは、遅滞なく、所定の様式による事故報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

問 15. 常時 250 人の労働者を使用し、産業用ロボット 10 台及び動力プレス 6 台を有する輸送用機械器具製造業の事業場から労働安全コンサルタントに安全診断の依頼があり、安全診断を行った結果、当該事業場において事業者が講じている措置は次のとおりであった。これらの措置のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

(1) 総括安全衛生管理者は選任していなかったが、産業安全の実務経験が 10 年であり、総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務のうち安全に係る技術的事項を管理するのに必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した製造課長を安全管理者として選任していた。

(2) 安全委員会を設置し、毎月 1 回開催していた。その議事の概要については各作業場の見やすい場所に掲示せず、備え付けることもしていなかったが、電子ファイルとしてハードディスクに記録し、かつ、各作業場に労働者がその内容を常時確認できるパソコンを設置していた。

(3) 産業用ロボットの可動範囲内においてロボットについて教示等の作業を行うときは、ロボットの駆動源を遮断し、作業を行っている間、ロボットの起動スイッチに作業中である旨を表示して作業を行っていたが、産業用ロボットの操作の方法及び手順についての規程は定めていなかった。

(4) 動力プレスについて、毎年 1 回、定期的に、都道府県労働局長の登録を受けた検査業者による特定自主検査を実施していた。動力プレスの金型等の取付け、取外し又は調整の業務に従事する労働者に特別教育を行っていたが、プレス機械作業主任者は選任していなかった。

(5) 機械と機械の間に設ける通路は、社内規程に基づき原則として幅 1 メートル以上とされていたが、機械の可動部分に堅固な覆いが設けられている箇所については、幅 80 センチメートルのところもあった。

■平成 29 年度

問 1. 安全管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

(1) 総括安全衛生管理者の選任は、総括安全衛生管理者を選任すべき事由が発生した日から 30 日以内に行わなければならない。

(2) 都道府県労働局長は、必要であると認めるときは、安全管理者を選任することを要しない 2 以上の事業場で、同一の地域にあるものについて、共同して安全管理者を選任すべきことを勧告することができる。

(3) 事業者は、選任している安全衛生推進者のうちから指名した者を安全委員会の委員としなければならない。

(4) 事業者は、安全衛生推進者を選任したときは、遅滞なく、法令に定める様式による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(5) 安全委員会における調査審議事項には、産業安全専門官から文書により指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に関するものが含まれる

問2. 安全衛生管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 統括安全衛生責任者を選任しなければならない造船業の特定元方事業者は、元方安全衛生管理者を選任し、その者に特定元方事業者が講ずべき措置のうち技術的事項を管理させなければならない。
- (2) 店社安全衛生管理者の職務には、少なくとも毎月1回、店社安全衛生管理者の選任の対象となる場所で元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者が作業を行う場所を巡視することが含まれる。
- (3) 安全衛生責任者の職務には、統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項の関係者への連絡並びに当該安全衛生責任者を選任した請負人がその仕事の一部を他の請負人に請け負わせている場合における当該他の請負人の安全衛生責任者との作業間の連絡及び調整が含まれる。
- (4) 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、統括安全衛生責任者の業務の執行について、統括安全衛生責任者を選任した事業者に勧告することができる。
- (5) 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、元方安全衛生管理者を選任した事業者に対し、元方安全衛生管理者の増員又は解任を命ずることができる。

問3. プレス機械作業主任者の職務として、労働安全衛生法令に定められていない事項は次のうちどれか。

- (1) 金型の取付け、取りはずし及び調整の作業を直接指揮すること。
- (2) プレス機械及びその安全装置に異常を認めたときは、直ちに必要な措置をとること。
- (3) 作業中、治具、工具等の使用状況を監視すること。
- (4) プレス機械及びその安全装置に切替えキースイッチを設けたときは、当該キーを保管すること。
- (5) プレス機械及びその安全装置を点検すること。

問4. 車両系荷役運搬機械等及び荷役作業による労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 高さが2メートル以上のはいはい付け又ははい崩しの作業は、車両系荷役運搬機械等の運転者のみによって行われる場合を含め、はい作業主任者が直接指揮しなければならない。
- (2) 不整地運搬車又は貨物自動車を用いて道路上の走行の作業を行うときは、あらかじめ、作業計画及び制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない。
- (3) 車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置に置き、原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講じなければならない。
- (4) ショベルローダーについては、1年を超えない期間ごとに1回、特定自主検査を行わなければならない。
- (5) 貨物自動車から荷を卸す作業において中抜きを行うときは、作業を指揮する者を定め、その者に作業手順及び作業手順ごとの作業の方法を決定させ、作業を直接指揮させなければならない。

問5. 掘削作業等における労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 採石作業を行うときは、地山の崩壊又は土石の落下による労働者の危険を防止するため、点検者を指名して、発破を行った後、当該発破を行った箇所及びその周辺の浮石及びき裂の有無及び状態を点検させなければならない。
- (2) 明り掘削の作業を行う場合において、掘削機械、積込機械及び運搬機械の使用によるガス導管、地中電線路その他地下に在する工作物の損壊により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、これらの機械を使用してはならない。
- (3) 土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、作業開始時にあつては当該作業開始前24時間における降雨量を、作業開始後にあつては1時間ごとの降雨量を、それぞれ雨量計による測定その他の方法により把握し、かつ、記録しておかなければならない。
- (4) 荷重がかかっているずい道支保工の部材を取りはずすときは、当該部材にかかっている荷重をずい道型わく支保工等に移す措置を講じた後でなければ、当該部材を取りはずしてはならない。
- (5) 土止め支保工を設けたときは、その後10日をこえない期間ごと、中震以上の地震の後及び大雨等により地山が急激に軟弱化するおそれのある事態が生じた後に、部材の損傷、変形、腐食、変位及び脱落の有無及び状態等について土止め支保工作業主任者に点検させ、異常を認めたときは、直ちに、補強し、又は補修させなければならない。

問6. 型枠支保工による労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令に定められていないものはどれか。

- (1) コンクリートの打設の作業を行うときは、作業中に型枠支保工に異常が認められた際における作業中止のための措置をあらかじめ講じておかなければならない。
- (2) 型枠支保工については、型枠の形状、コンクリートの打設の方法等に応じた堅固な構造のものでなければ、使用してはならない。
- (3) 型枠支保工を組み立てるときは、支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材の配置、接合の方法及び寸法が示されている組立図を作成し、かつ、当該組立図により組み立てなければならない。
- (4) 高さ2メートル以上の型枠支保工の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させなければならない。
- (5) 型枠支保工の組立て等作業主任者に、①作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること、②材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと、③作業中、安全带等及び保護帽の使用状況を監視することを行わせなければならない。

問7. 爆発、火災等を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 特殊化学設備について、その内部における異常な事態を早期には握するために必要な自動警報装置を設けることが困難だったため、監視人を置き、運転中は当該設備を常時監視させた。
- (2) 化学設備の内部で清掃作業を行うとき、作業箇所には危険物が漏えいしないように、バルブを二重に閉じたが、これらのバルブの施錠が困難であったので、施錠せず、バルブを開放してはならない旨の表示を行った。
- (3) 化学設備を使用して作業を行うときに定める爆発又は火災を防止するための規程において、安全弁、緊急しゃ断装置その他の安全装置及び自動警報装置の調整については定めていたが、計測装置及び制御装置の監視及び調整については定めていなかった。
- (4) 近接する二つの化学設備の間に、使用中にしばしば開放することがあるストレーナを設けているが、当該ストレーナとそれぞれの化学設備との間のバルブが確実に閉止していることを確認することができる装置を設けたので、当該ストレーナとそれぞれの化学設備との間のバルブは二重にはしなかった。
- (5) 6か月前に定期自主検査を行った化学設備について、最近その使用を3週間続けて休止していたが、この間に改造及び修理を行っていなかったため、当該化学設備の使用の再開の際に、ふた板、フランジ、バルブ及びコックの状態の点検を行わなかった。

問8. 電気による労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令に定められていないものはどれか。

- (1) 電動機を有する機械又は器具で、対地電圧が150ボルトをこえる移動式又は可搬式のものについては、当該電動機械器具が接続される電路に感電防止用漏電しゃ断装置を接続し、かつ、電動機械器具の金属製外わく、電動機の金属製外被等の金属部分を接地しなければならない。
- (2) ボイラーの胴の内部等導電体に囲まれた場所で著しく狭いところにおいて交流アーク溶接等（自動溶接を除く。）の作業を行うときは、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を使用しなければならない。
- (3) アーク溶接（自動溶接を除く。）の作業に使用する溶接棒等のホルダーについては、感電の危険を防止するため必要な絶縁効力及び耐熱性を有するものでなければ、使用してはならない。
- (4) 移動電線に接続する手持型の電燈、仮設の配線又は移動電線に接続する架とう空つり下げ電燈等には、口金に接触することによる感電の危険及び電球の破損による危険を防止するため、ガードを取り付けなければならない。
- (5) 水その他導電性の高い液体によって湿潤している場所において使用する移動電線又はこれに附属する接続器具で、労働者が作業中又は通行の際に接触するおそれのあるものについては、当該移動電線又は接続器具の被覆又は外装が当該導電性の高い液体に対して絶縁効力を有するものでなければ、使用してはならない。

問9. 特定機械等であるボイラー等による労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令に定められていないものはどれか。

- (1) ボイラー室には、水面計のガラス管、ガスケットその他の必要な予備品及び修繕用工具類を備えておかなければならない。

(2) ボイラーの安全弁が2個以上ある場合においては、全ての安全弁を最高使用圧力以下で作動するように調整しなければならない。

(3) 第一種圧力容器の圧力計については、使用中その機能を害するような振動を受けることがないようにし、かつ、その内部が凍結し、又は80度以上の温度にならない措置を講じなければならない。

(4) 第一種圧力容器取扱作業主任者に、第一種圧力容器に係る設備の運転状態について必要な事項を記録させるとともに、交替時には、確実にその引継ぎを行わせなければならない。

(5) 労働者がそうじ、修繕等のためボイラー又は煙道の内部に入るときは、ボイラー又は煙道を冷却し、その内部の換気を行うとともに、使用中の他のボイラーとの管連絡を確実にシャ断しなければならない。

問 10. 特定機械等であるクレーン、ゴンドラ等による労働災害を防止するために事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令に定められているものはどれか。

(1) クレーンを用いて作業を行うときは、当該クレーン又は荷と接触することによる労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、使用するクレーンの種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

(2) 移動式クレーンを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、当該移動式クレーンのワイヤロープ及びフックの損傷の有無について点検を行わなければならない。

(3) ゴンドラの組立て又は解体の作業を行うときは、作業を指揮する者を選任して、その者の指揮のもとに作業を実施させなければならない。

(4) 移動式クレーンを荷をつった状態で走行させる作業を行うときは、当該移動式クレーン又はつり荷と接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該移動式クレーンを誘導させるときは、この限りでない。

(5) 瞬間風速が毎秒35メートルをこえる風が吹くおそれのあるときは、屋外に設置されているエレベーターについて、控えの数を増す等その倒壊を防止するための措置を講じなければならない。

問 11. 元方事業者の講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令に定められているものはどれか。

(1) 港湾運送業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、随時、元方事業者と関係請負人との間及び関係請負人相互間における連絡及び調整を行わなければならない。

(2) 鉄鋼業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、元方事業者及びすべての関係請負人が参加する協議組織を設置し、当該協議組織の会議を定期的で開催しなければならない。

(3) 造船業に属する事業の元方事業者は、工程表等の当該仕事の工程に関する計画並びに当該作業場所における主要な機械、設備及び作業用の仮設の建設物の配置に関する計画を作成しなければならない。

(4) 建設業に属する事業の元方事業者は、その仕事を行う場所で新たに作業を行うこととなった関係請負人の労働者に対し、当該場所における作業による危害の防止のために必要な事項について教育を行わなければならない。

(5) 繊維工業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該作業が積載荷重500キログラムの簡易リフトを用いて行うものであるときは、当該簡易リフトの運転についての合図を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

問 12. 特定機械等の検査制度に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

(1) クレーンを製造しようとする者は、所轄都道府県労働局長の製造許可を受け、製造したクレーンについて、当該都道府県労働局長による製造検査を受けなければならない。

(2) 第一種圧力容器を輸入した場合において、当該第一種圧力容器の構造が法令に適合していることを指定外国検査機関が明らかにする書面を都道府県労働局長に提出すれば、使用検査を受ける必要はない。

(3) ゴンドラを設置したときは、労働基準監督署長による落成検査を受けなければならない。

(4) 使用を廃止した移動式クレーンを再び使用しようとする場合は、当該移動式クレーンについて都道府県労働局長の使用検査を受けなければならない。

(5) ボイラーについては、構造検査に合格した後でなければ溶接検査を受けることができない。

問 13. 次のイ～トのうち、労働安全衛生法令上の免許でないもののみの組合せは (1) ～ (5) のうちどれか。

イ ガス溶接作業主任者免許

ロ 林業架線作業主任者免許

ハ 船内荷役作業主任者免許

ニ 揚貨装置運転士免許

ホ 特別ボイラー溶接士免許

ヘ フォークローダー運転士免許

ト 発破技士免許

(1) イとハ (2) イとホ (3) ロとヘ (4) ハとヘ (5) ニとト

問 14. 事業者が行うべき計画の届出及び報告に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。ただし、労働基準監督署長による計画の届出の免除に係る認定を受けていないものとする。

(1) 動力により駆動される液圧プレスの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の 30 日前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

(2) つり橋でない最大支間 500 メートル以上の橋梁の建設の仕事を開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の 30 日前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(3) ずい道等の建設の仕事であって、ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の 14 日前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

(4) 労働者が労働災害により休業したときで、休業の日数が 4 日に満たないときは、1 月から 3 月まで、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで及び 10 月から 12 月までの期間における当該事実について、所定の様式による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(5) 事業場又はその附属建設物内で、火災が発生したときは、遅滞なく、所定の様式による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

問 15. 常時 550 人の労働者を使用する金属製品製造業の事業場から、労働安全コンサルタントに安全診断の依頼があり、安全診断を行った結果、当該事業場における状況は次のとおりであった。これらのうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。なお、当該事業場には、事業の実施を統括管理する者として工場長が、それに準ずる者として副工場長がおり、また、労働者の 9 割で組織する労働組合がある。

(1) 工場長が総括安全衛生管理者として選任され、産業安全の実務経験が 10 年以上ある製造課長と製造課の係長の 2 人が兼任の安全管理者として選任されていた。安全管理者には 2 人とも、総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務のうち安全に係る技術的事項を管理するのに必要な知識についての研修を受けさせていたが、総括安全衛生管理者には受けさせていなかった。

(2) 安全委員会を単独で設置せず安全衛生委員会を設置し、安全衛生委員会の議長には、労働組合との間における別段の定めがなかったため、副工場長が指名されていた。

(3) 工場に固定式のガス集合溶接装置を設置するときに、その計画を労働基準監督署長に届け出ているが、当該計画を作成するに当たり、労働安全コンサルタント等外部の専門家を参画させてはなかった。

(4) 工場の倉庫内においてフォークリフトを用いて作業が行われていた。この作業について作業計画及び制限速度を定めるとともに、荷等に接触することを防止するため誘導者を配置していたが、倉庫内は関係労働者以外の立ち入りを禁止する措置は講じていなかった。

(5) 所轄都道府県労働局長からの安全衛生改善計画作成の指示を受けており、改善計画を作成するに当たり、労働組合の意見は聴いていなかったが、労働安全コンサルタントによる安全に係る診断は受けていた。

■平成 28 年度

問 1. 安全管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 常時 100 人以上の労働者を使用する運送業の事業場においては、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。

(2) 常時 300 人以上の労働者を使用する石油製品製造業の事業場においては、安全管理者のうち少なくとも 1 人を専任の安全管理者としなければならない。

(3) 安全管理者は、事業場に専属の者を選任しなければならないが、2 人以上の安全管理者を選任する場合におい

て、安全管理者の中に労働安全コンサルタントがいるときは、当該者のうち1人については専属の者でなくともよい。

(4) 常時10人以上50人未満の労働者を使用する各種商品小売業の事業場においては、安全衛生推進者を選任しなければならない。

(5) 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、安全衛生推進者の増員又は解任を命ずることができる。

問2. 建設業における安全衛生管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、統括安全衛生責任者の業務の執行について、当該統括安全衛生責任者を選任した事業者に勧告することができる。

(2) 建設業の仕事の発注者で特定元方事業者以外のものは、一の場所において行われる当該仕事を2以上の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事に係る2以上の請負人の労働者が作業を行うときは、当該仕事を自ら行う請負人のうちから、特定元方事業者の講ずべき措置を講ずべき者1人をあらかじめ同意を得て指名しなければならない。

(3) 元方安全衛生管理者を選任すべき事業者による元方安全衛生管理者の選任は、その事業場に専属の者を選任して行わなければならない。

(4) 安全衛生責任者を選任すべき事業者は、その仕事を行う場所において、店社安全衛生管理者の職務を行う者を選任し、店社安全衛生管理者にその職務を行わせているときは、当該場所において安全衛生責任者を選任しているものとみなされる。

(5) 安全衛生責任者を選任すべき請負人は、選任した安全衛生責任者に対し、当該請負人がその労働者の作業の実施に関して作成する計画と特定元方事業者が作成する仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画との整合性の確保を図るための統括安全衛生責任者との調整を行わせなければならない。

問3. 機械による危険を防止するため事業者が講じた措置に関する次のイ～ニの記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものみの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

イボール盤の使用時に、切削のおそれがあったが、手が巻き込まれるおそれもあったため、皮手袋を使用させなかった。

ロ自動送材車式帯のこ盤の作業において、関係労働者を除き、送材車と歯との間に立ち入ることを禁止した。

ハ研削といしを取り替えたが、といしが未使用のものであったので、試運転を行わせることなく作業をさせた。

ニ食品加工用粉碎機から内容物を取り出すときに、機械を停止させないで、用具を使用して取り出させた。

(1) イとロ (2) イとハ (3) ロとハ (4) ロとニ (5) ハとニ

問4. 荷役作業における労働災害防止のため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 一の荷でその重量が100キログラム以上のものを貨車に積む作業のうち、ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業については、作業指揮者を選任しなくてもよい。

(2) はいの上で作業を行う場合において、作業箇所の高さが床面から1.5メートルをこえるときは、はいを構成する荷によって安全に昇降できる場合を除き、床面と作業箇所との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。

(3) 高さが2メートル以上のはいはい付け又ははい崩しの作業で、荷役機械の運転者のみによって行われる作業については、はい作業主任者を選任しなくてもよい。

(4) 容器が袋である荷により構成される床面からの高さが2メートル以上のはいについては、隣接のはいとの間隔を、はいの下端において10センチメートル以上としなければならない。

(5) 容器が袋である荷により構成される床面からの高さが2メートル以上のはいについて、はい崩しの作業を行うときは、ひな段状に崩し、最下段を除き、ひな段の各段の高さを1.5メートル以下としなければならない。

問5. 車両系建設機械による労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地質の状態等を調査し、当該調査により知り得たところに適応する作業計画を定めなければならない。

(2) 車両系建設機械のブームを上げ、その下で修理、点検等の作業を行うときは、ブームが降下することによる労働者の危険を防止するため、一定の合図を定め、合図を行う者を指名して、その者に合図を行わせなければならない。

(3) 路肩、傾斜地等であって、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないように努めなければならない。

(4) 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させる場合を除き、車両系建設機械に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。

(5) 最高速度が毎時 10 キロメートルを超える車両系建設機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地質の状態等に応じた車両系建設機械の適正な制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない。

問 6. 事業者が建築物等の組立て等の作業を行うときにあらかじめ定めるべき作業計画に関する次のイ～ニの記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているもののみの組合せは (1) ~ (5) のうちどれか。

イ 金属製の部材により構成される支間が 30 メートル以上の橋梁の上部構造の架設の作業を行うときの作業計画には、部材（部材により構成されているものを含む。）の落下又は倒壊を防止するための方法が示されていないなければならない。

ロ 金属製の部材により構成される高さが 5 メートル以上の建築物の骨組みの組立ての作業を行うときの作業計画には、使用するクレーン等の種類、型式及び能力が示されていないなければならない。

ハ 高さが 5 メートル以上のコンクリート造の工作物の解体の作業を行うときの作業計画には、控えの設置、立入禁止区域の設定その他の外壁、柱、はり等の倒壊又は落下による労働者の危険を防止するための方法が示されていないなければならない。

ニ 軒の高さが 5 メートル以上の木造建築物の構造部材の組立ての作業を行うときの作業計画には、作業に従事する労働者の墜落による危険を防止するための設備の設置の方法が示されていないなければならない。

(1) イとロ (2) イとハ (3) ロとハ (4) ロとニ (5) ハとニ

問 7. 爆発、火災等を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

(1) 化学設備の内部で清掃の作業を行うときに、当該作業の方法及び順序を決定し、あらかじめ、これを関係労働者に周知させるとともに、バルブのある場所に監視人を配置したので、当該作業の指揮者を定めなかった。

(2) 異常化学反応により内部の気体の圧力が大気圧を超えるおそれのある内容積が 0.05 立方メートルの容器について、安全弁又はこれに代わる安全装置を備えていないものを使用した。

(3) 接触すると爆発するおそれのある異種の物を運搬するとき、接触防止のための措置を講じたので、同一の運搬機に積載した。

(4) ガス集合溶接装置を用いて金属の溶接の作業を行うとき、ガス集合装置から 5 メートル以内の場所では、喫煙を禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に掲示した。

(5) 可燃性ガスが存在して爆発が生ずるおそれのある場所について、通風及び換気を行い、可燃性ガスが爆発の危険のある濃度に達するおそれがなくなったので、電気機械器具を使用するときに、防爆構造のものを使用しなかった。

問 8. 電気による労働災害の防止対策等に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 低圧とは、直流にあっては、750 ボルト以下である電圧をいう。

(2) 高圧とは、交流にあっては、600 ボルトを超え、7,000 ボルト以下である電圧をいう。

(3) 絶縁用保護具を着用しないで、電路の支持物の点検、塗装等の電気工事の作業を行う場合において、高圧の充電電路に対して頭上距離が 30 センチメートル以内又は軀側距離若しくは足下距離が 60 センチメートル以内に接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、当該充電電路に絶縁用防具を装着しなければならない。

(4) 高圧活線作業及び高圧活線近接作業を行う場合において、絶縁用防具の装着又は取りはずしの作業を行うときは、作業に従事する労働者に、絶縁用保護具を着用させ、又は活線作業用器具若しくは活線作業用装置を使用させなければならない。

(5) 活線作業用器具及び活線作業用装置を使用しないで、高圧の充電電路を取り扱う作業を行う場合において、当該作業に従事する労働者に感電の危険が生ずるおそれのあるときは、当該労働者に絶縁用保護具を着用させるか、又

は当該充電電路に絶縁用防具を装着しなければならない。

問 9. 特定機械等であるボイラーに関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) ボイラーの吹出しについては、2基のボイラーまでなら同時に1人で行ってよい。
- (2) 普通ボイラー溶接士免許の有効期間は2年であるが、特別ボイラー溶接士免許の有効期間は1年である。
- (3) ボイラーの取扱い作業については、取り扱うボイラーの伝熱面積に対応した有資格者をボイラー取扱作業主任者として選任し、ボイラー取扱作業主任者選任報告書を所轄労働基準監督署長へ提出しなければならない。
- (4) ボイラー（移動式ボイラーを除く。）を設置した者は、所轄労働基準監督署長による落成検査を受けなければならないが、一定の安全衛生水準を満たしていることについて所轄都道府県労働局長の認定を受けた事業者については、免除される。
- (5) ボイラーについて、その据付基礎を変更しようとするときは、原則として、ボイラー変更届にボイラー検査証及びその変更の内容を示す書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

問 10. 特定機械等である移動式クレーンによる労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 移動式クレーンを用いて作業を行うときは、移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、作業の方法、転倒を防止するための方法並びに作業に係る労働者の配置及び指揮の系統について定めなければならない。
- (2) 移動式クレーンを用いて作業を行うときは、移動式クレーンの運転者及び玉掛けをする者が当該移動式クレーンの最大作業半径を常時知ることができるよう、表示その他の措置を講じなければならない。
- (3) 移動式クレーンについては、移動式クレーン明細書に記載されているジブの傾斜角の範囲をこえて使用してはならない。
- (4) 移動式クレーンに係る作業を行うときは、当該移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。
- (5) 移動式クレーンを用いて荷をつり上げるときは、外れ止め装置を使用しなければならない。

問 11. 元方事業者の講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 化学工業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、協議組織の設置及び運営を行わなければならない。
- (2) 電気業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。
- (3) 建設業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該作業がアース・オーガーを用いて行うものであるときは、当該アース・オーガーの運転についての合図を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。
- (4) 造船業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、関係請負人が持ち込む機械等の点検を行わなければならない。
- (5) 建設業に属する事業の元方事業者は、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人が労働安全衛生法令に基づき講ずべき措置についての指導を行わなければならない。

問 12. 機械等の規制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 物体の飛来若しくは落下又は墜落による危険を防止するための保護帽については、型式検定を受けなければならないが、墜落による危険を防止するための安全帯については、型式検定を受けなくてよい。
- (2) つり上げ荷重3トン以上のクレーンを設置しようとする事業者は、原則として、所轄労働基準監督署長に設置届を提出するとともに、設置後に、当該署長の落成検査を受けなければならない。
- (3) 事業者は、不整地運搬車については、2年を超えない期間ごとに1回、定期的に、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は厚生労働大臣若しくは都道府県労働局長の登録を受けた検査業者による自主

検査を行わなければならない。

(4) クレーン、移動式クレーン又はデリックで、つり上げ荷重が3トン未満のものにあっては、その種類・型式にかかわらず、都道府県労働局長の製造許可は不要である。

(5) フォークリフトについては、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

問 13. 安全衛生改善計画に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

(1) 都道府県労働局長は、事業場の施設その他の事項について、労働災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるときは、労働安全衛生法令違反が認められた場合に限り、事業者に対し、当該事業場の安全衛生改善計画を作成すべきことを指示することができる。

(2) 事業者は、安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときには労働者の過半数を代表する者の同意を得なければならない。

(3) 事業者は、安全衛生改善計画を作成したときは、所轄都道府県労働局長にそれを提出し、適切なものである旨の認定を受けなければならない。

(4) 都道府県労働局長は、事業者に対し、安全衛生改善計画を作成すべきことを指示した場合において、専門的な助言を必要とするとき、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、安全衛生改善計画の作成について、これらの者の意見を聴くべきことを勧奨することができる。

(5) 安全衛生改善計画を作成した事業者は、当該計画の終了後3か月以内に、その実施結果について所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

問 14. 次の業務のうち、労働安全衛生法令上、安全又は衛生のための特別の教育を行うことが事業者に義務付けられているものはどれか。

- (1) 木材加工用機械を用いて行う木材の加工の業務
- (2) コンクリートポンプ車の作業装置の操作の業務
- (3) 可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接又は溶断の業務
- (4) 射出成形機を用いて行う樹脂の成形加工の業務
- (5) 型枠支保工の組立て又は解体の作業に係る業務

問 15. 常時 200 人の労働者を使用する造船業の事業場から、労働安全コンサルタントに安全診断の依頼があり、安全診断を行った結果、当該事業場において事業者が講じている措置は次のとおりであった。これらの措置のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものは次のうちどれか。

なお、この事業場では、造船業の仕事の一部を請負人（労働者数 150 人）に請け負わせている。

(1) 構内の工場に設置している 1 基の天井クレーン（つり上げ荷重 20 トン）については、使用していない間は月 1 回の定期自主検査を行っていなかったが、使用を再開する際には、当該定期自主検査と同じ事項について自主検査を行っていた。

(2) 構内の工場には、動力プレスが 6 台、シャーが 7 台設置されており、動力プレスによる作業では作業主任者を選任していたが、シャーによる作業では作業主任者を選任していなかった。

(3) 船舶の修理のために船倉で交流アーク溶接機を用いて溶接作業を行う場合、作業を開始するときに作業箇所及びその周辺における引火性の物の蒸気又は可燃性ガスの濃度の測定を行っていたが、その濃度が低いときは、作業中の濃度の測定は行っていなかった。

(4) 新たに職務に就くこととなった職長に対しては法定の事項について教育を行っていたが、その一部について十分な知識及び技能を有すると認められる者については、当該部分の教育を省略していた。

(5) 造船所内では当該事業場の労働者と請負人の労働者が混在して作業を行っていることから統括安全衛生責任者を選任していたが、総括安全衛生管理者は選任していなかった。

■平成 27 年度

問 1. 次の業種のうち、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する当該業種の事業場において、労働安全衛生法令

上、事業者が安全衛生推進者を選任しなければならないものはどれか。

- (1) 農業 (2) 通信業 (3) 教育業 (4) 医療業 (5) 警備業

問2. 機械による危険を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 面取り盤を使用する作業において、回転する刃物に作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれがあったので、手袋を使用させなかった。
- (2) 機械の構造上労働者に危険を及ぼすおそれがあったので、機械の刃部のそうじの作業を行うときに機械の運転を停止しなかった。
- (3) 運転中の機械の刃部の切粉払いをするときに労働者にブラシを使用させた。
- (4) 前日の作業から研削といしを取り替えていなかったため、当日の作業を開始する前の試運転はしなかった。
- (5) 加工物等が欠損して飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれがあったが、覆い又は囲いを設けることが作業の性質上困難だったので、労働者に保護具を使用させた。

問3. 建設業における安全衛生管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 元方事業者は、一の場所において、人口が集中している地域内における道路上で行われる橋梁の建設の仕事の作業であって、当該場所における元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の数が常時 20 人以上 30 人未満であるものを行うときは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、店社安全衛生管理者を選任しなければならない。
- (2) 事業者は、元方安全衛生管理者に対し、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため必要な措置をなし得る権限を与えなければならない。
- (3) 元方事業者は、店社安全衛生管理者に当該元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業を行う場所において設置する協議組織の会議に常時参加させるとともに、作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成させなければならない。
- (4) 安全衛生責任者を選任すべき請負人は、安全衛生責任者を選任したとき、同一の場所において作業を行う統括安全衛生責任者を選任すべき事業者に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。
- (5) 安全衛生責任者を選任すべき請負人は、当該請負人がその仕事の一部を他の請負人に請け負わせている場合は、選任した安全衛生責任者に当該他の請負人の安全衛生責任者との作業間の連絡及び調整を行わせなければならない。

問4. 荷役運搬機械等による労働災害防止のために事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 長さ 20 メートル以上のコンベヤーの組立て又は解体の作業を行うときは、作業を指揮する者を定め、その者の指揮の下に作業を実施させなければならない。
- (2) 荷台にあおりのない貨物自動車を走行させるときは、当該荷台に労働者を乗車させてはならない。
- (3) 一の荷でその重量が 100 キログラム以上のものを貨物自動車に積む作業又は貨物自動車から卸す作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に器具及び工具を点検させ、不良品を取り除かせなければならない。
- (4) 最大積載量が 5 トン以上の貨物自動車に荷を積む作業又は最大積載量が 5 トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業を行うときは、当該作業に従事する労働者が床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。
- (5) 不整地運搬車を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、荷役装置及び油圧装置の機能について点検を行わなければならない。

問5. 降雨、融雪又は地震に伴い土石流が発生するおそれのある河川において建設工事の作業を行うとき、労働災害を防止するために事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) あらかじめ定めるべき土石流による労働災害の防止に関する規程においては、降雨又は融雪があった場合及び地震が発生した場合に講ずる措置について示さなければならない。
- (2) 土石流が発生したときに備えるため、関係労働者に対し、工事開始後遅滞なく 1 回、及びその後 6 か月以内ごとに 1 回、避難の訓練を行わなければならない。
- (3) 土石流の発生を早期に把握するための土石流検知機器を設置するとともに、当該機器について、1 か月以内

とに1回、定期的に、自主検査を行わなければならない。

(4) 土石流が発生した場合に関係労働者にこれを速やかに知らせるためのサイレン、非常ベル等の警報用の設備を設けなければならない。

(5) 土石流が発生した場合に労働者を安全に避難させるための登り栈橋、はしご等の避難用の設備を設けなければならない。

問6. 型枠支保工、足場などについて事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 作業構台の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させなければならない。

(2) 型枠支保工を組み立てるときに作成する組立図は、支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材の配置、接合の方法及び寸法が示されているものでなければならない。

(3) 敷板、敷角等をはさんで段状に組み立てる型枠支保工については、型わくの形状によりやむを得ない場合を除き、敷板、敷角等を2段以上はさんではならない。

(4) 鋼管足場に使用する鋼管で外径及び肉厚が同一であり、強度が異なるものを同一事業場で使用するときは、鋼管に色又は記号を付する等の方法により、鋼管の強度を識別することができる措置を講じなければならない。

(5) つり足場の上で、作業の必要上やむを得ず脚立を用いて作業を行うときは、作業指揮者を定め、その者に作業の指揮を行わせなければならない。

問7. 爆発、火災などの防止のために事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

(1) 危険物を製造し、又は取り扱う作業を行うときは、危険物取扱作業主任者を選任し、その者に当該作業の方法を決定させ、当該作業を直接指揮させなければならない。

(2) 油又は印刷用インキ類によって浸染したボロ、紙くず等については不燃性の有蓋容器に収める等火災防止のための措置を講じなければならない。

(3) 特殊化学設備に使用する動力源に係るバルブ、コック及びスイッチについて、誤操作防止のための色分けを行ったときは、他の誤操作防止措置を講じなくてもよい。

(4) 化学設備（配管を除く。）を内部に設ける建築物については、当該建築物の壁、柱、床、はり、屋根、階段等を当該化学設備で取り扱う化学物質に応じ、腐食しにくい材料で造らなければならない。

(5) 発破の作業を行う場合において、労働者が安全な距離に避難し得ないときは、防護盾、保護帽等の保護具を着用させなければならない。

問8. ボイラー又は圧力容器に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 事業者は、ボイラー室については、ボイラーを取り扱う労働者が緊急の場合に避難するのに支障がないものであるときを除き、2以上の出入口を設けなければならない。

(2) 事業者は、ボイラーの水高計の目もりには、最高使用圧力を示す位置に、見やすい表示をしなければならない。

(3) 外国において小型圧力容器を製造した者が自ら個別検定を受けたものである場合を除き、小型圧力容器を輸入した者は、個別検定を受けなければならない。

(4) 事業者は、第一種圧力容器を初めて使用するときは、第一種圧力容器取扱作業主任者に、労働者にあらかじめ当該作業の方法を周知させるとともに、当該作業を直接指揮させなければならない。

(5) 使用を廃止した第一種圧力容器を再び使用しようとする者は、所轄労働基準監督署長の使用再開検査を受けなければならない。

問9. 電気による労働災害を防止するために事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

(1) 配電盤室に設置した電気機械器具について、当該配電盤室への電気取扱者以外の者の立入りを禁止したので、当該電気機械器具の充電部分に感電を防止するための囲い又は絶縁覆いを設けなかった。

(2) 鉄骨上で、交流アーク溶接の作業を行うときに、作業場所の高さが2メートル未満であったので、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を使用しなかった。

(3) 高圧の電路を開路して、当該電路の点検の電気工事の作業を行うときに、当該電路を開路した後に検電器具による停電の確認を行ったので、短絡接地器具による短絡接地はしなかった。

(4) 負荷電流をしゃ断するためのものでない高圧の電路の開閉器を開路するときに、当該開閉器に当該電路が無負荷でなければ開路することができない緊錠装置を設けたので、当該操作を行う労働者に当該電路が無負荷であることを示すためのパイロットランプ、当該電路の系統を判別するためのタブレット等による電路が無負荷であることの確認はさせなかった。

(5) 高圧の充電電路の修理の作業を行う場合において、労働者に活線作業用器具を使用させたので、絶縁用保護具は着用させなかった。

問 10. クレーン等に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

(1) 事業者は、ジブが伸縮する構造の移動式クレーンにあっては、当該移動式クレーンの運転者を、当該移動式クレーンのジブを伸長させたままで、運転位置から離れさせてはならない。

(2) 事業者は、可搬型のゴンドラの組立て又は解体の作業を行うときは、作業を指揮する者を選任して、その者の指揮のもとに作業を実施させなければならない。

(3) 事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具であるワイヤロープについては、1か月以内ごとに1回、定期的に、ワイヤロープの素線の切断の程度、直径の減少の程度、形くずれ又は腐食の有無について自主検査を行わなければならない。

(4) 事業者は、建設工事に使用するエレベーターの運転の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならない。

(5) 事業者は、建設用リフトの基底部をそうじするときは、昇降路に角材、丸太等の物をかけ渡してその物の上に搬器を置くこと等搬器が落下することによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

問 11. 元方事業者などに関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 自動車製造業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

(2) 建設業の仕事を自ら行う注文者は、当該仕事を行う場所において、請負人の労働者にくい打ち機を使用させるときは、当該くい打ち機のウインチについては、浮き上がり、ずれ、振れ等が起こらないように据え付けなければならない。

(3) 特定元方事業者は、毎作業日に少なくとも1回、作業場所を巡視しなければならないが、関係請負人は、特定元方事業者が行う巡視を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(4) 造船業に属する事業を行う元方事業者は、仕事の工程に関する計画を作成しなければならない。

(5) 注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、労働安全衛生法又は同法に基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

問 12. 事業者が行わなければならない定期自主検査に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 小型ボイラーについては、1年を超えない期間ごとに行う定期自主検査において、ボイラー本体、燃焼装置、自動制御装置及び附属品の損傷又は異常の有無について検査を行わなければならない。

(2) クレーンについては、1か月以内ごとに行う定期自主検査において、ワイヤロープ及びつりチェーンの損傷の有無について検査を行わなければならない。

(3) 動力により駆動される遠心機械については、1か月以内ごとに行う定期自主検査において、リミットスイッチ、リレー、配線その他電気系統の異常の有無について検査を行わなければならない。

(4) 高所作業車については、1年以内ごとに行う定期自主検査において、ブーム、昇降装置、屈折装置、平衡装置、作業床その他作業装置の異常の有無について検査を行わなければならない。

(5) 車両系建設機械については、1年以内ごとに行う定期自主検査において、油圧ポンプ、油圧モーター、シリンダー、安全弁その他油圧装置の異常の有無について検査を行わなければならない。

問 13. 次の事故のうち、労働安全衛生法令上、事故報告書を所轄労働基準監督署長に提出することが事業者

付けられていないものはどれか。

- (1) 事業場のれんが造りの煙突が倒壊したとき
- (2) ゴンドラが作業中に逸走したとき
- (3) 最大荷重が 10 トンのフォークリフトが作業中に転倒したとき
- (4) つり上げ荷重が 1 トンのクレーンのジブが作業中に折損したとき
- (5) つり上げ荷重が 0.5 トンの移動式クレーンのワイヤロープが作業中に切断したとき

問 14. 安全衛生教育に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 事業者は、事業場における安全衛生水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。
- (2) 事業者は、機械集材装置の運転の業務に労働者を就かせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。
- (3) 事業者は、法令で定められた危険又は有害な業務について安全又は衛生のための特別の教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを 3 年間保存しておかなければならない。
- (4) ガス業の事業場の事業者は、新たに職務に就くことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、「作業方法の決定及び労働者の配置に関すること」等の事項について安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
- (5) 運送業の事業場の事業者は、雇入れ時の安全衛生教育において、教育を行うべき事項のうち、「整理、整頓及び清潔の保持に関すること」については、省略することができる。

問 15. 常時 150 人の労働者を使用する食料品製造業の事業場から、労働安全コンサルタントに安全診断の依頼があり、安全診断を行った結果、事業者が講じている措置は次のとおりであった。これらの措置のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 運搬作業に使用している 2 台のフォークリフトについては、最高速度が毎時 25 キロメートルであり、構内での運行経路を定め当該経路により運転させていたが、その制限速度は定めていなかった。
- (2) 混練に使用している食品加工用混合機は、その内容物の取出しが自動的に行われる構造になっていないことから、用具を使用してその内容物を取り出させていたが、取出しのときに当該機械を停止させてはいなかった。
- (3) 安全診断の実施の 1 年前に倉庫に設置している積載荷重 0.5 トンのエレベーターの変更工事を行い、その積載荷重を 0.95 トンに変更して使用していたが、その変更の際、所轄の労働基準監督署長の変更検査を受けていなかった。
- (4) 毎月 1 回、定期的に開催している安全衛生委員会の議事の概要については、開催の都度、遅滞なく、各作業場の見やすい場所に常に掲示していたが、労働者への書面の交付はしていなかった。
- (5) 新たに食品加工用ロール機を操作する業務に従事させる労働者には、当該機械の取扱い方法等について教育は行っていたが、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育は実施していなかった。

■平成 26 年度

問 1. 安全管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 常時 100 人の労働者を使用する有機化学工業製品製造業の事業場では、安全に係る技術的事項を管理する安全管理者のうち少なくとも 1 人を専任の安全管理者としなければならない。
- (2) 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、安全管理者の業務の執行について事業者に勧告することができる。
- (3) 総括安全衛生管理者は、事業場においてその事業の実施を統括管理する者に準ずる者を充てることができる。
- (4) 事業者は、労働安全コンサルタントのうちから安全衛生推進者を選任するときは、その事業場に専属の者を選任しなければならない。
- (5) 総括安全衛生管理者が統括管理する業務には、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関することが含まれる。

問 2. 一の場合において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせている元方事業者の安全衛生管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 造船業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が一の場所において作業を行う場合、これらの労働者の数が常時 50 人以上であるとき、統括安全衛生責任者を選任する必要があるが、元方安全衛生管理者を選任する必要はない。

(2) 鉄鋼業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が一の場所において作業を行う場合、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者のいずれも選任する必要はない。

(3) 建設業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が一の場所において作業を行う場合、これらの労働者の数が常時 50 人以上であるとき、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、店社安全衛生管理者を選任する必要がある。

(4) ずい道の建設の仕事を行う元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が一の場所において作業を行う場合、これらの労働者の数が常時 30 人未満であるとき、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者のいずれも選任する必要はない。

(5) 造船業に属する事業の仕事を行う元方事業者が統括安全衛生責任者を選任しなければならない場合において、当該元方事業者以外の請負人で当該仕事を自ら行うものは、安全衛生責任者を選任する必要がある。

問 3. 機械設備について事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

(1) 連続した一団の機械で、共通の動力しゃ断装置を有し、かつ、工程の途中で人力による原材料の送給、取出し等の必要のないものには、機械ごとの動力しゃ断装置を設けなかった。

(2) 木材加工用の横切用丸のこ盤で、反ばつにより労働者に危険を及ぼすおそれのないものには、反ばつ予防装置を設けなかった。

(3) 動力で駆動される遠心機械について、1 年 2 か月間使用しなかったが、その間、1 年以内ごとに 1 回の定期自主検査を行わなかった。

(4) 機械の刃部の調整の作業において、機械の構造上、労働者に危険を及ぼすおそれがないものであったので、当該調整作業の間、機械の運転を停止したが、起動装置に錠をかけたり表示板を取り付けることはしなかった。

(5) 食品加工用ロール機を使用して食品の原材料を圧延するとき、労働者に危険を及ぼすおそれのある部分に覆い、囲い等を設けることが作業の性質上困難であったので、当該箇所を覆い、固い等を設けなくて労働者に用具を使用させて作業を行わせた。

問 4. 荷役作業等における労働災害を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

(1) 袋詰めされた荷により構成される床面からの高さが 3 m のはいのはい付けの作業において、当該はいと隣接のはいとの間隔を、はいの下端において 10cm となるようにした。

(2) はいの上で作業を行うとき、作業箇所の高さが床面から 1.9m であったが、当該はいを構成する荷によって安全に昇降することができたので、床面と当該作業箇所との間の昇降設備を設けなかった。

(3) 一の荷でその重量が 60kg のものを貨車に積む作業を行うとき、あらかじめ当該作業の手順書を作成したので、当該作業の指揮者を定めなかった。

(4) 揚貨装置を用いてペール包装により包装されている羊毛の巻上げの作業を行うとき、労働者に、ネットスリング又はもっこを使用させたので、当該包装に用いられている帯鉄にフックをかけさせなかった。

(5) 揚貨装置を用いて 1 t の荷をつるとき、玉掛用具として使用するワイヤロープは、素線の切断、直径の減少、キンク、形くずれ及び腐食のない安全係数が 5 のものとした。

問 5. 建設機械等による労働災害を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。ただし、記述中にあるコンクリート圧碎機、くい打機及び解体用つかみ機は、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものとし、ポーリングマシンは、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できないものとする。

(1) コンクリート圧碎機を用いて作業を行うとき、コンクリートの破片の飛来により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止したが、運転者及び合図者は立ち入らせた。

(2) 高所作業車の作業床に労働者が乗って作業を行っているとき、当該高所作業車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかけさせてから、運転者を走行のための運転位置から離れさせた。

(3) くい打機を用いて作業を行うときは、あらかじめ作業計画を定め、当該作業計画により作業を行ったが、ポー

リングマシンを用いて作業を行うときは、作業計画を定めなかった。

(4) 解体用つかみ機を用いて作業を行うとき、作業の方法、手順等を定め、これらを労働者に周知させたが、作業を指揮する者は指名しなかった。

(5) コンクリートポンプ車を用いて作業を行うとき、作業装置の操作を行う者とホースの先端部を保持する者との連絡を確実にするため、一定の合図を定め、当該合図を行う者を指名して行わせたが、電話、電鈴等の装置は設けなかった。

問6. 墜落、飛来崩壊等による危険の防止等に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 事業者は、高さが2 m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に、囲い、手すり、覆い等（以下「囲い等」という。）を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(2) 事業者は、掘削面の高さが2 m以上となる岩石の採取のための掘削の作業については、採石のための掘削作業主任者技能講習を修了した者のうちから、採石のための掘削作業主任者を選任しなければならない。

(3) 事業者は、高さ又は深さが1 mを超える箇所で作業を行う場合は、作業の性質上著しく困難なときを除き、作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備を設けなければならない。

(4) 事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行う場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30 cm以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(5) 事業者は、3 m以上の高所から物体を投下するときは、適当な投下設備を設け、監視人を置く等労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

問7. 爆発、火災の防止等に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 引火点が零下30°Cの物は、引火性の危険物に該当し、マグネシウム粉は、発火性の危険物に該当する。

(2) 事業者は、危険物乾燥設備については、乾燥物の種類、加熱乾燥の程度、熱源の種類等により爆発又は火災が生ずるおそれのない場合を除き、その熱源として直火を使用してはならない。

(3) 事業者は、通風及び換気が不十分な場所において、可燃性ガス及び酸素を用いて溶断の作業を行うときは、吹管からの過剰酸素の放出による火傷を防止するため、十分な換気を行わなければならない。

(4) 事業者は、化学設備を使用して作業を行うときに、当該設備に関し爆発又は火災を防止するために定める作業規程には、試料の採取に関する事項については定めなくてもよいが、バルブ、コック等の操作に関する事項については定めなければならない。

(5) 事業者は、水蒸気爆発を防止するため、溶融高熱物を取り扱う設備を内部に有する建築物については、床面は水が滞留しない構造とし、屋線、壁、窓等は雨水が浸入することを防止できる構造としなければならない。

問8. 電気による労働災害を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

(1) 交流6.6kVの充電電路の修理の作業を行うとき、当該作業に従事する労働者に感電の危険が生ずるおそれがあったので、労働者に活線作業用器具を使用させたが、絶縁用保護具の着用、絶縁用防具の装着及び活線作業用装置の使用はさせなかった。

(2) 配電盤室に設置する交流400Vの電路のうち、充電部分が露出していない開閉器の操作の業務に従事させる労働者に対し、雇入れ時の安全衛生教育は行ったが、安全衛生のための特別教育は行わなかった。

(3) 交流400Vの充電電路の点検の作業を行うとき、当該作業に従事する労働者に感電の危険が生ずるおそれがあったので、当該労働者に絶縁効力を有する絶縁用保護具を着用させたが、当該保護具には型式検定合格標章は付されていないかった。

(4) 交流200Vの可搬式の電動機械器具を鉄骨上で使用する場合に、当該電動機械器具が接続される電路に接続する感電防止用漏電遮断装置について、当該装置を使用する日の使用開始前に作動状態について点検を行ったが、6か月以内ごとに1回の定期自主検査は行っていなかった。

(5) 交流200Vの充電電路に近接する場所で電路の支持物の修理の電気工事の作業を行うとき、当該作業に従事す

る労働者が当該充電電路に接触することによる感電の危険が生ずるおそれがあったので、当該充電電路に絶縁用防具を装着したが、作業の指揮者は定めなかった。

問 9. ボイラー取扱作業主任者の職務として、ボイラー及び圧力容器安全規則に定められていない事項は次のうちどれか。

- (1) 6か月以内ごとに1回、定期自主検査を行うこと。
- (2) 適宜、吹出しを行い、ボイラー水の濃縮を防ぐこと。
- (3) 1日に1回以上水面測定装置の機能を点検すること。
- (4) 安全弁の機能の保持に努めること。
- (5) 排出されるばい煙の測定濃度及びボイラー取扱い中における異常の有無を記録すること。

問 10. 特定機械等であるゴンドラに関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 事業者は、ゴンドラの作業床の上で、脚立、はしご等を使用して労働者に作業させてはならない。
- (2) 事業者は、積載荷重が250kg以上のゴンドラの操作の業務については、ゴンドラ運転技能講習を修了した労働者でなければ、当該業務につかせてはならない。
- (3) 事業者は、ゴンドラを使用して作業を行っている箇所下方には関係労働者以外の者がみだりに立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。
- (4) 使用を廃止したゴンドラを再び使用しようとする者は、当該ゴンドラについて、都道府県労働局長の使用検査を受けなければならない。
- (5) 事業者は、1か月を超える期間使用しないゴンドラについて、その使用を再び開始する際に、巻過防止装置その他の安全装置、ブレーキ及び制御装置の異常の有無等の所定の事項について自主検査を行わなければならない。

問 11. 注文者、元方事業者、機械等貸与者等の講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 造船業の仕事を行く注文者は、船舶の二重底において、請負人の労働者に自動溶接機以外の交流アーク溶接機を使用させるときは、当該交流アーク溶接機に、所定の規格に適合する交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を備えなければならない。
- (2) 自動車製造業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合に、当該関係請負人の労働者の作業内容を変更したときは、当該関係請負人の労働者に対し、その労働者が従事する業務に関する安全のため必要な事項について、教育を行わなければならない。
- (3) 機械等貸与者は、不整地運搬車を他の事業者へ貸与するときは、貸与を受ける事業者に対し、不整地運搬車の能力及び不整地運搬車の特性その他その使用上注意すべき事項を記載した書面を交付しなければならない。
- (4) 機械等貸与者からつり上げ荷重5tの移動式クレーンの貸与を受けた者は、当該移動式クレーンを運転する者がその使用する労働者でないときであっても、当該運転者が移動式クレーン運転士免許を有する者であることを確認しなければならない。
- (5) 建築物貸与者は、当該建築物の避難用の出入口若しくは通路又はすべり台、避難用はしご等の避難用の器具で、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用するものについては、避難用である旨の表示をし、かつ、容易に利用することができるように保持しておかななければならない。

問 12. 動力により駆動されるシャーについて、1年以内ごとに1回、定期に自主検査を行うべき事項として、労働安全衛生規則に定められていないものは次のうちどれか。

- (1) クラッチ及びブレーキの異常の有無
- (2) ダイクッション及びその附属機器の異常の有無
- (3) 一行程一停止機構、急停止機構及び非常停止装置の異常の有無
- (4) 電磁弁、減圧弁及び圧力計の異常の有無
- (5) 配線及び開閉器の異常の有無

問 13. 計画届、報告書等に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 事業者は、高さ31mを超える建築物の建設の仕事を開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の

日の14日前までに、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

(2) 事業者は、高さ10m以上の架設通路の設置の工事の計画を作成するときは、当該工事から生ずる労働災害の防止を図るため、足場の組立て等作業主任者等の資格を有する者を参画させなければならない。

(3) 事業者は、高さが300m以上の塔の建設の仕事を開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の30日前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(4) 事業者は、小型ボイラーの破裂の事故が発生した場合には、負傷者が生じていないときでも、遅滞なく、事故報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(5) 労働基準監督署長は、労働安全衛生法を施行するため必要があると認めるときは、労働安全コンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

問14. 作業主任者に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

(1) 事業者は、木材加工用機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業については、木材加工用機械作業主任者免許を有する者の中から作業主任者を選任しなければならない。

(2) 事業者は、動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業について、プレス機械作業主任者を選任することができないやむを得ない事由がある場合で、所轄都道府県労働局長の許可を受けたときは、当該作業主任者の資格を有しないが、一定の能力を有する労働者に作業主任者の職務を行わせることができる。

(3) 事業者は、ずい道等の掘削の作業を同一の場所で行う場合において、当該場所が広く、かつ、従事労働者が多数であっても、当該作業に係る作業主任者を2人以上選任してはならない。

(4) 事業者は、作業主任者を選任したときは、所轄労働基準監督署長に選任報告書を提出しなければならない。

(5) 事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

問15. ゲージ圧力が最高0.2MPaとなる潜函工法による掘削の作業を行う建設業の事業者から、労働安全コンサルタントに安全診断の依頼があり、安全診断を行った結果、事業場において次のような状況がみられた。この状況のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

(1) 高压室内作業主任者免許を有する者のうちから高压室内作業主任者を選任していた。

(2) 当該作業のゲージ圧力が0.1MPaとなる時まで、救護に関する技術的事項を管理する者を、法令に基づく資格を有する者のうちから選任していた。

(3) 労働者の救護に関する訓練について、当該作業のゲージ圧力が0.1MPaとなる時まで1回行い、その後1年以内ごとに1回行っていた。

(4) 当該作業のゲージ圧力が0.1MPa以上となった潜函の内部において、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を使用して交流アーク溶接の作業を行っていた。

(5) 潜函の急激な沈下による労働者の危険を防止するため、刃口から天井又ははりまでの高さを1.8m以上としており、また、刃口の下方を50cm以上掘り下げないようにしていた。

■平成25年度

問1. 安全管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

(1) 事業者は、選任している安全管理者のすべてを安全委員会の委員として指名しなければならない。

(2) 事業者は、安全教育の実施計画の作成に関することについて、安全委員会に調査審議させ、意見を述べさせなければならない。

(3) 事業者は、労働基準監督署長から文書により指導を受けた事項のうち、危険の防止に関することについて、安全管理者に必要な措置を実施させ、その実施結果を安全委員会に報告させなければならない。

(4) 事業者は、総括安全衛生管理者に関係請負人との協議組織の設置及び運営の業務を統括管理させなければならない。

(5) 安全衛生推進者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

問2. 建設業における安全衛生管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 統括安全衛生責任者を選任すべき事業者は、統括安全衛生責任者の選任に当たっては、当該場所においてその事業の実施を統括管理する者に準ずる者を充てることができる。

(2) 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、統括安全衛生責任者の業務の執行について当該統括安全衛生責任者を選任した事業者に勧告することができる。

(3) 一の場所において行わずい道の建設の仕事の一部を請負人に請け負わせる元方事業者は、その場所において、その労働者及び関係請負人の労働者の数が常時 30 人未満で作業を行うときは、統括安全衛生責任者を選任しなくてもよい。

(4) 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、元方安全衛生管理者を選任した事業者に対し、元方安全衛生管理者の増員又は解任を命ずることができる。

(5) 安全衛生責任者を選任すべき請負人は、安全衛生責任者を選任したときは、同一の場所において作業を行う統括安全衛生責任者を選任すべき事業者に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

問 3. 機械による危険を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

(1) 機械(刃の部分以外)の修理の作業を行う場合において、機械の運転中に作業を行う必要があったので、労働者に危険を及ぼすおそれがある箇所に覆いを設けて作業を行った。

(2) 自動送り装置を有しない面取り盤を用いて作業を行う場合において、刃の接触予防装置を設けることが作業の性質上困難で、あったので、労働者に治具を使用させて作業を行った。

(3) プレス機械の金型の調整を行う場合において、スライドを作動させる必要があったが、当該プレス機械は寸動機構を有するものであったので寸動により作動させた。

(4) 産業用ロボットの可動範囲内での教示作業において、産業用ロボットの駆動源を遮断し、起動スイッチ等に作業中である旨を表示して行ったので、作業に従事している労働者が異常時に直ちに産業用ロボットの運転を停止することができるようにするための措置は講じなかった。

(5) 連続した一団の機械で、工程途中に人力による材料の送給の必要のあるものについて、機械ごとの動力遮断装置を設けなかったが、共通の動力遮断装置を設けた。

問 4. 車両系荷役運搬機械等による労働災害を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

(1) ショベルローダの修理作業を行うとき、ショベルが不意に降下するのを防ぐ安全支柱を労働者に使用させてから、ショベルの下に労働者を立ち入らせた。

(2) 最高速度が 20km/h の不整地運搬車を用いて作業を行うとき、制限速度は定めなかったが、転落、転倒、接触等の危険が生ずるおそれのある場合には、誘導者を配置し、当該不整地運搬車を誘導させて作業を行った。

(3) マストの後方に荷が落下することにより労働者に危険を及ぼすおそれがなかったため、バックレストを備えていないフォークリフトを使用した。

(4) 荷の落下により運転者に危険を及ぼすおそれがなかったため、ヘッドガードを備えていないフォークローダーを用いて作業を行った。

(5) 作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所だったので、前照灯及び後照灯を備えていないストラドルキャリアーを使用した。

問 5. 掘削作業等における労働災害を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

(1) 砂からなる地山の掘削の作業を手掘りにより行うとき、掘削面のこう配を 35 度とし、かつ、掘削面の高さを 4 m とした。

(2) たて坑の内部で明り掘削の作業を行うとき、掘下げの深さが 10m であったので、作業箇所と外部との連絡のための電話、電鈴等の設備を設けなかった。

(3) 採石作業を行うとき、岩石の採取のための掘削箇所の近くであったが、移動させることが著しく困難な岩石だったので、当該場所で当該岩石の小割の作業を行った。

(4) 明り掘削の作業を行うとき、点検者を指名して、その日の作業を開始してから直ちに、作業箇所及びその周辺の地山について、浮石及びき裂の有無及び状態並びに含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検させた。

(5) 土石流危険河川において建設工事の作業を行うとき、臨時の作業であったので、作業場所から上流の河川及びその周辺の状況の調査を行わなかった。

問 6. 型枠支保工による危険を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 支柱の継手は、突合せ継手又は差込み継手としなければならない。
- (2) 型枠支保工を組み立てるときは、支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材の配置、接合の方法及び寸法が示されている組立図を作成し、かつ、当該組立図により組み立てなければならない。
- (3) パイプサポートを支柱として用いるものにあつては、当該パイプサポートの部分について高さが5mを超えるときは、高さ3m以内ごとに水平つなぎを2方向に設けなければならない。
- (4) 鋼管枠を支柱として用いるものにあつては、当該鋼管枠の部分について鋼管枠と鋼管枠との間に交差筋かいを設けなければならない。
- (5) 型枠支保工の組立て又は解体の作業については、型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、型枠支保工の組立て等作業主任者を選任しなければならない。

問 7. 爆発、火災等を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 化学設備のバルブの接合部については、危険物が漏えいすることによる爆発又は火災を防止するため、ガスケットを使用し、接合面を相互に密接させる等の措置を講じなければならない。
- (2) エチレンオキドをタンク自動車に注入する作業を行うときは、あらかじめ、その内部を不活性ガスで置換した後でなければ、当該作業を行ってはならない。
- (3) 火災又は爆発の危険がある場所には、火気の使用を禁止する旨の適当な表示をし、特に危険な場所には、必要でない者の立入りを禁止しなければならない。
- (4) ガス溶接に使用する溶解アセチレンの容器は、転倒のおそれがないように寝かせて置き、容器の温度を50度以下に保たなければならない。
- (5) 可燃性ガスが爆発の危険のある濃度に達するおそれのある箇所において、電気機械器具を使用するときは、修理、変更等臨時の作業を行う場合であつて、爆発又は火災の危険が生ずるおそれのない措置を講ずるときを除き、防爆構造電気機械器具を使用しなければならない。

問 8. 電気による労働災害を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 労働者が操作の作業中に接触することによる感電のおそれがある交流200Vの低圧の電路の開閉器の充電部分について、当該開閉器が電気取扱者以外の者の立入りを禁止した配電盤室に設置するものだったので、感電防止の囲いや絶縁覆いは設けなかった。
- (2) 船舶の二重底で著しく狭いところにおいて交流アーク溶接の作業を行うとき、自動溶接であつたので交流アーク溶接機用自動電撃防止装置は使用しなかった。
- (3) 交流3.3kVの高圧の充電電路の修理の作業を行うとき、当該作業に従事する労働者に感電のおそれがあつたので、労働者に活線作業用器具を使用させたが、絶縁用保護具は着用させなかった。
- (4) 交流6.6kVの高圧の架空電線の充電電路に近接する場所で工作物の点検の作業を行うとき、当該作業に従事する労働者が作業中に当該充電電路に身体が接触することによる感電のおそれがあつたので、感電の危険を防止するための囲いを設けたが、監視人は配置しなかった。
- (5) 交流400Vの低圧の充電電路に近接する場所で電気工事の作業を行う場合に当該充電電路に装着する絶縁用防具について、毎日使用しているものであつたので、1年ごとに1回、定期的に、その絶縁性能について自主検査を行った。

問 9. ボイラー等による危険を防止するため事業者等が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 事業者は、自動溶接機によるボイラーの胴の板の溶接の業務には、特別ボイラー溶接士又は普通ボイラー溶接士でなければ、当該業務につかせてはならない。

(2) 事業者は、貫流ボイラー以外のボイラーで電熱面積が 1200m²のものの取扱いの作業については、一級ボイラー技士をボイラー取扱作業主任者として選任することができる。

(3) 事業者は、ボイラー取扱作業主任者に、適宜、ボイラーの吹出しを行わせ、ボイラー水の濃縮を防ぐようにさせなければならない。

(4) 事業者は、第一種圧力容器に安全弁が2個ある場合、どちらの安全弁も当該第一種圧力容器の最高使用圧力以下で作動するように調整しなければならない。

(5) 第二種圧力容器を製造し、又は輸入した者は、当該第二種圧力容器について型式検定を受けなければならない。

問 10. クレーン等による危険を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 事業者は、移動式クレーンに荷をつつたまま当該移動式クレーンを走行させるときは、その走行速度を 5km/h 以下にさせなければならない。

(2) 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行うときは、玉掛けをする者が当該移動式クレーンの定格荷重を常時知ることができるよう、表示その他の措置を講じなければならない。

(3) 事業者は、クレーンに係る作業を行う場合において、ハッカーを用いて玉掛けをした荷が釣り上げられているときは、釣り上げられている荷の下に労働者を立ち入らせてはならない。

(4) 事業者は、瞬間風速が 35m/s をこえる風が吹くおそれのあるときは、建設用リフトについて、地下に設置されているものを除き、控えの数を増す等その倒壊を防止するための措置を講じなければならない。

(5) 事業者は、ゴンドラの作業床において作業を行うときは、当該作業を行う労働者に要求性能墜落制止用器具その他の命綱を使用させなければならない。

問 11. 建設業の仕事を自ら行う注文者が、建設物等を、当該仕事を行う場所においてその請負人の労働者に使用させるときに、当該注文者又はその請負人が講じなければならない措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(1) 注文者は、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある高さが 2 m 以上の場所で、鉄骨等導電性の高い接地物に労働者が接触するおそれのあるところにおいて請負人の労働者に交流アーク溶接機（自動溶接機を除く。）を使用させるときは、当該交流アーク溶接機に、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を備えなければならない。

(2) 注文者は、請負人の労働者にコンベヤーを使用させるときは、当該コンベヤーに、ベルトが外れた場合に直ちに運転を停止させる装置を備えなければならない。

(3) 注文者は、請負人の労働者にずい道等を使用させる場合で、当該労働者がずい道等の建設の作業を行うとき（落盤又は肌落ちにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときに限る。）は、当該ずい道等についてずい道支保工を設け、ロックボルトを施す等落盤又は肌落ちを防止するための措置を講じなければならない。

(4) 注文者は、請負人の労働者に作業構台を使用させるときは、強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、支柱の滑動及び沈下の状態等について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理するとともに、当該点検の結果及び、行った修理等の措置の内容を記録し、作業構台を使用する作業が終了するまでの間これを保存しなければならない。

(5) 請負人は、その労働者に注文者の足場を使用させるときに、作業床の最大積載荷重が表示されていないことを知ったときは速やかにその旨を注文者に申し出なければならない。

問 12. 機械等の規制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

(1) 機体重量が 3t 以上のアース・オーガーを製造しようとする者は、あらかじめ都道府県労働局長の許可を受けなければならない。

(2) クレーンの検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、労働基準監督署長が行う性能検査を受けなければならない。

(3) 動力により駆動される射出成形機は、厚生労働大臣の定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

(4) 物体の飛来又は落下の危険を防止するための保護帽については、型式検定合格標章が付されていないものは、使用してはならない。

(5) 事業者は、研削盤、研削といし及び研削といしの覆いについては、定期的に自主検査を行い、その結果を記録し

ておかなければならない。

問 13. 計画届、報告書等に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

ただし、いずれの事業者も、所轄労働基準監督署長による計画届の免除の認定を受けていないものとする。

- (1) 事業者は、建設業に属する事業の仕事であって都道府県労働局長の審査の対象となるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の 30 日前までに所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。
- (2) 事業者は、金属その他鋳物の溶解炉（容量が 1 t 以上のものに限る。）を設置しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の 30 日前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。
- (3) 事業者は、事業場で火災又は爆発の事故が発生したときは、負傷者が生じていないときでも、遅滞なく、事故報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- (4) 事業者は、動力プレスのうち、機械プレスで、クランク軸等の偏心機構を有するものを設置しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の 30 日前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。
- (5) 事業者は、小型ボイラーを設置したときは、遅滞なく、小型ボイラー設置報告書に小型ボイラー明細書等を添えて所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

問 14. 安全衛生教育、免許等に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 港湾運送業の事業者は、新たに職務に就くことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、「作業方法の決定及び労働者の配置に関すること」、「労働者に対する指導又は監督の方法に関すること」等の事項について、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
- (2) 事業者は、帯のこ盤を用いて行う木材加工の業務に労働者を就かせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。
- (3) 事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者に対し、当該作業主任者が担当する業務に関する厚生労働大臣が定める教育を行わなければならない。
- (4) 事業者は、最大荷重が 1 t 以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務については、フォークリフト運転士免許を受けた者でなければ当該業務に就かせてはならない。
- (5) 普通ボイラー溶接士免許の有効期間は 2 年であるが、移動式クレーン運転士免許には有効期間は設けられていない。

問 15. 常時 100 人の労働者を使用するプラスチック製品製造業の事業場から、労働安全コンサルタントに安全診断の依頼があり、安全診断を行った結果、事業場において次のような状況がみられた。この状況のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 安全衛生委員会を毎月 1 回開催しており、委員会における議事の概要を 3 か月ごとにまとめて、定期的に磁気ディスクに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置して、労働者に周知させていた。
- (2) 労働者が休業した労働災害のうち、休業の日数が 4 日に満たないものについては、1 月から 3 月まで、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで及び 10 月から 12 月までの期間ごとにまとめて、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出していた。
- (3) つり上げ荷重が 4.9 t の天井クレーンの運転の業務に、当該業務に関する特別教育を行ったものを就かせていた。
- (4) 混合機から内容物を取り出す作業において、当該機械の運転を停止して内容物を取り出すことが作業の性質上困難であったので、当該機械の運転を停止しないで労働者に用具を使用させて作業を行わせていた。
- (5) 危険物を取り扱う作業場は平屋の建物であり、当該建物には、非常の場合に容易に地上の安全な場所に避難することができる 2 か所の出入り口が設けられ、その出入口に設けた戸は、1 か所は引戸で、もう 1 か所は外開戸であった。

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
問1	5	1	5	4	5	5	2	5	2
問2	2	2	1	5	1	4	4	3	1
問3	3	1	4	4	3	3	3	5	5
問4	3	2	3	3	3	1	1	5	2
問5	1	4	1	1	5	2	3	1	4
問6	4	1	2	3	4	4	5	3	3
問7	2	3	3	1	3	1	2	4	4
問8	5	4	1	5	1	5	5	3	5
問9	1	2	5	1	2	5	3	1	3
問10	3	5	5	3	5	2	5	2	1
問11	1	4	4	5	5	5	4	2	2
問12	2	5	1	2	4	4	3	2	4
問13	4	3	5	2	4	4	3	2	1
問14	5	5	4	2	3	2	5	5	5
問15	4	3	2	4	5	3	1	4	1